

浪江町

子ども・子育て支援 事業計画



平成27年3月

浪江町

はじめに

平成23年3月11日からすでに4年が過ぎた現在も、浪江町の子どもたち、子育て家庭は避難先での生活が続いており、その状況や環境は浪江町で生活していたときと比べ、めまぐるしく変わっていることとされます。

子育て支援は「保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感できるように配慮して行わなければならない」という基本理念のもと、身近な地域が子どもと子育て家庭に寄り添い、子どもたちの健やかな成長を支援していくことを地域の課題として取り組んできました。

しかし現在は様々な地域に避難して生活している状況であり、不慣れな場所での出産、子育てなどに対する不安が増大したり、子どもたちを取り巻く環境の変化に伴う課題も考えられ、できる限り避難先での生活を支援するとともに、帰町する場合の環境整備など、復興まちづくり計画に基づき取り組んでいくことが課題となっています。町としてこれらの課題を克服するため、果敢に挑んでまいります。

また、このたび、子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て新制度が平成27年度から導入されることとなり、浪江町においては避難生活が続くなかではありますが、今後の子どもの成長と子育て支援を推進するための基本指針として、「なかよく みんな えがおで 子どもたちの未来につなぐ」を目標に、本計画を策定しました。今後は、本計画に基づき、関係機関や近隣市町村、避難先自治体との連携を図りながら子育て支援を積極的に進めていきたいと考えております。すこやかな成長を願って…。

なお、計画の策定にあたり、ニーズ調査にご協力いただきました住民の皆様をはじめ、委員各位に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

浪江町長 馬場 有

目次

第1章 計画の目指す方向

1. 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 基本とする考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 基本視点を踏まえた施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章 浪江町の現状

1. 人口・世帯数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2. 出生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
3. 未就学児・小中学生の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
4. 婚姻の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
5. 女性の就労の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
6. 将来人口の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
7. 子育て環境の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
8. 子育てに関するニーズ調査による本町の子育ての状況・・ 17
9. 「こども 夢プラン なみえ」実施状況・・・・・・・・・・ 27

第3章 基本計画

1. 親子の健康を守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
2. 子どもたちがのびのびと育つことができるように支援する・・ 38
3. 子育て家庭が安心して子育てできるように支援する・・ 43
4. 地域とともに子育てしやすい環境をつくる・・・・・・・・・・ 50
5. 幼児期の教育・保育の充実を図る・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

第4章 計画の推進に向けて

1. 社会全体での子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
2. 計画の実施状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
3. 社会・経済情勢や財政状況への的確かつ柔軟な対応・・ 62
4. 計画の進行管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

参考資料

1. 浪江町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱・・ 63
2. 策定委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
3. 原発避難者特例法に基づく指定市町村及び特例事務一覧・・ 66
4. 用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

第1章

計画の目指す方向



第2章

浪江町の現状



第1章 計画の目指す方向

1. 計画策定の目的

平成24年8月に、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法（①子ども・子育て支援法 ②就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が公布されました。

それに基づき平成27年4月から、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援を総合的に推進することを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。

この新制度は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本としており、市町村が、5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することになっております。

現在、町は東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、全町避難という極めて厳しい状況に置かれ、子どもたちは全国各地に避難しています。今後除染等の進展により、客観的な安全性が保証されたとしても、子どもたちの健康についての懸念が残る限り、本当に安心して子どもも含めた帰町が進んでいくとは限りません。

このような状況にはありますが、町として、「浪江町復興ビジョン」「浪江町復興計画（第一次）」及び「浪江町復興まちづくり計画」に基づき可能な限りの「安全と安心」の確保を進め、すべての子ども、すべての子育ての段階に応じた子育て支援の総合的な取組みを推進するために本計画を策定するものです。



2. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

平成27年度からは、本計画が児童福祉及び母子保健福祉、学校・教育部門の長期総合計画であり、子どもの健全な育成と子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。

また、本計画の策定及び実施にあたっては、平成22年3月に策定した「こども夢プラン なみえ（浪江町「次世代育成支援対策」推進行動計画）」の評価・見直しをもとに、復興計画を踏まえながら、浪江町復興まちづくり計画や地域福祉、教育振興、障がい児対応、健康増進等、関連分野の施策との調和を図っていきます。

(2) 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。

なお、本計画において「子ども」とは、概ね18歳未満としています。

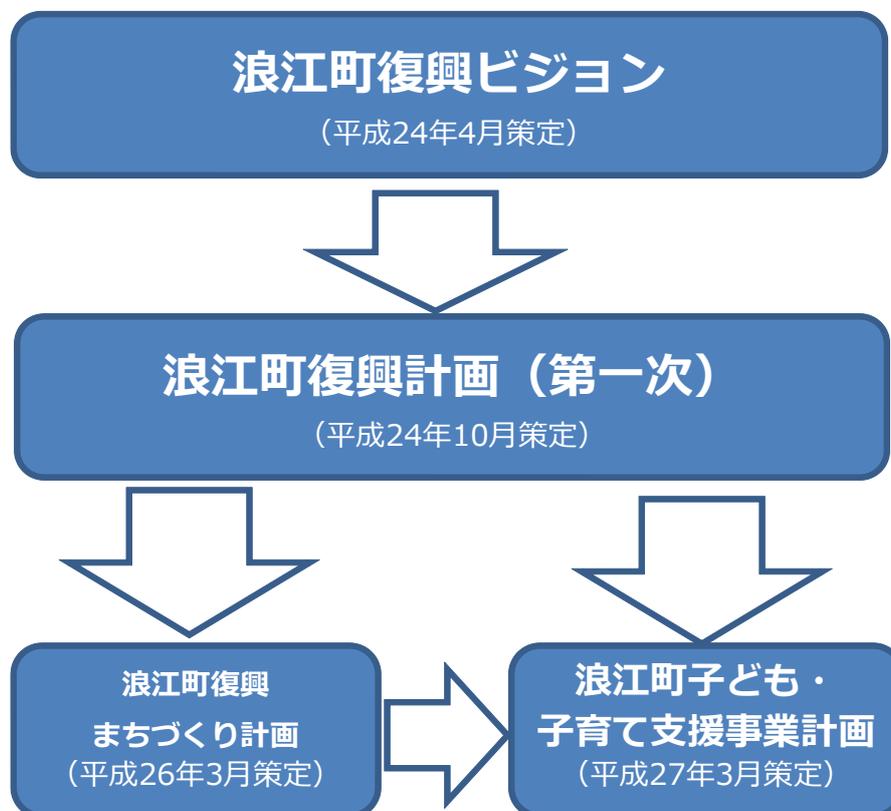
また、計画の中心は未就学児・小学生及びその保護者ですが、将来の親となる中学生以上も視野に入れた計画です。

(3) 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。なお、子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等について、帰還状況を踏まえながら定期的に見直しを行います。



<本計画の上位計画>



【浪江町復興ビジョン】

町として、本災害の対応への今後の展望を示し、国への要求根拠とするとともに、町民一人ひとりの暮らしの再建のため、町全体で力を合わせる目標とするもの。

【浪江町復興計画（第一次）】

「復興ビジョン」の「復興理念」「基本指針」「具体像」を具現化するもの。

【浪江町復興まちづくり計画】

ふるさとの再生に向け、「復興ビジョン」や「復興計画（第一次）」において示された「まちづくりの方向性」をより具体化するもの。平成29年3月想定の大規模な避難指示解除直後における「復興のスタート段階」の町について中心に扱い、その後の段階的なまちづくりのイメージを定めるもの。

3. 基本とする考え方

(1) 基本理念

基本理念

**なかよく みんな えがおで
子どもたちの未来につなぐ**

先に述べた町の災害復興の方針である上位計画は、まちづくりの基本方針として、それまでの第4次浪江町長期総合計画の理念を引き継いでいます。加えて、「浪江町復興ビジョン」では、復興の考え方の基本のひとつとして、『子どもたちの願いや想いをしっかりと受け止め、「将来を担う子どもたちの苦しみを無くしていくこと」、「ふるさとに戻る、戻らないに関わらず、子どもたちが大切に思っているふるさとをしっかりとした形で再生させること」を大人世代の責務として果たしていく必要があります』という子どもたちの願いや想いに応えるという姿勢を打ち出しています。

本計画は、第4次浪江町長期総合計画後期基本計画の重点まちづくり方針に挙げられた、「な」かよく（環境優先）、「み」んな（協働活力）、「え」がおで（安心生活）の3つの方針を踏まえつつ、それを、全町避難という厳しい状況を乗り越え、子どもたちの未来につないでいくことを基本理念として掲げていきます。

具体的な方針は、次の通りになります。

(2) 基本目標

上記の基本理念に基づき、本計画では、事業領域ごとに下記の5つを基本目標として設定します。

目標1：親子の健康を守る

（母子保健、健康管理、食育等）

目標2：子どもたちがのびのびと育つことができるように支援する

（学校教育、特別支援教育、体験活動等）

目標3：子育て家庭が安心して子育てができるように支援する

（子育て支援サービス、経済的支援等）

目標4：地域とともに子育てしやすい環境をつくる

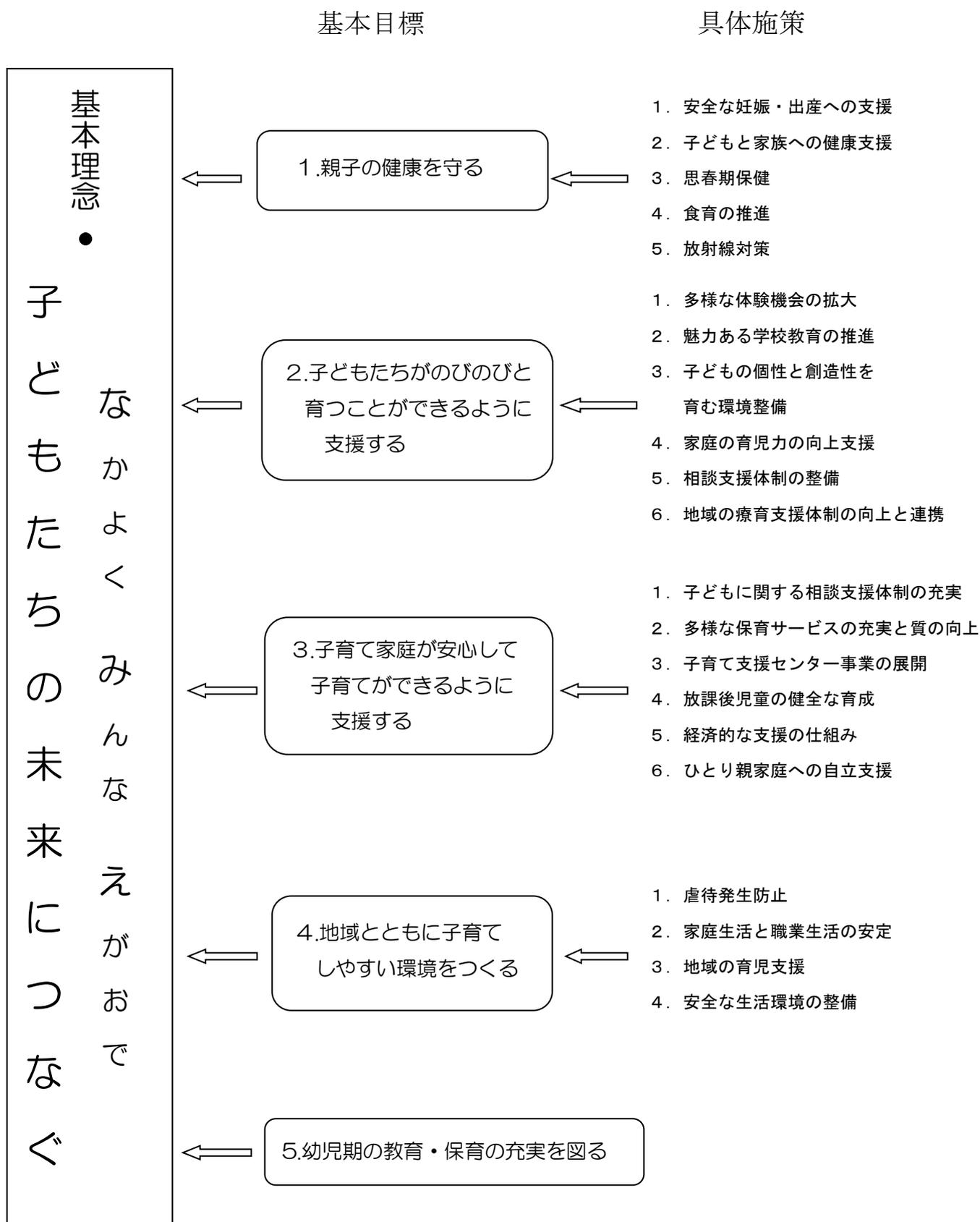
（見守り、生活環境、環境づくり全般等）

目標5：幼児期の教育・保育の充実を図る

（教育・保育サービスの見込み量等）



(3) 施策体系



4. 基本視点を踏まえた施策の展開

(1) 基本視点

本計画の策定及び様々な個別事業の実施については、次の6つの視点を基本とします。

① 子どもの視点

我が国は、児童の権利に関する条約の締結国であり、「子どもの立場から何が最も良いことか考えること」等について努力することを約束し、子どもにかかる種々の権利が擁護されるように施策を推進し、子どもを「権利の主体」として尊重することが求められています。

そこで本計画は、次代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの人権・希望・福祉が最大限に尊重されるように配慮し、一人ひとりの子どもを大切に育てる子育て支援を目指し、子どもの視点に立った取組みを進めます。

② 次世代を育成する視点

子どもは次代を担うという認識の下に、子どもを健やかに育てるための人的・社会的環境づくりを着実に進めていくことが必要です。

次代を担う子どもの育成は、まさに「人づくり」であり、一つひとつの継続した取組みを進めます。

③ 社会全体で支援する視点

子育ての基本は家庭にあります。すべての子どもは社会を構成する重要な一員です。子どもたちが、心身ともに健やかに成長するためには、家庭はもとより地域、幼稚園、保育所、学校、企業、行政をはじめとした社会全体が、次世代育成という目的・目標を共有し、連携と協力をもってその役割を果たし、子どもの健全育成に積極的に関わっていくことが必要です。

また、子育ては男女が協力して行い、世代間の協力とともに、豊かな自然環境や伝承文化、それを担う人々など地域の多彩な財産を活かした、多彩な子育て支援が求められています。このような対応を確かなものとするためにも、社会全体で支援する視点に立った取組みを進めます。

④ともに学びあう視点

少子化の現代では、出産前に小さい子どもと接する機会は、昔に比べて極端に減りました。「育児」は、「育自」とも言われるように、日々子どもに教えられ様々なことを学ぶことでしょう。そんな若い夫婦を支えていくためには、支援する側も「子どもと子育てを取り囲む環境」に関心を持ち、ともに学びあうことができる取組みを進めます。

⑤子どもが安心して成長できる環境づくりの視点

子育てをする保護者は福島第一原子力発電所の事故による放射線被害に不安を感じながら生活しています。

放射線に対する保護者の不安や思いを受け止め、安心して遊べる環境や安全に生活できる環境などの体制づくりを進めます。

⑥状況の変化に適切に対処する視点

町は平成23年3月の東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故からの復興と新たなまちづくりを目指しています。

本計画は平成27年度～31年度の5年間を計画期間とすることから、この間における本計画の推進と町の復興に向けた歩みとを一致させることが大切です。

そこで、本計画の策定に際して今後の状況を可能な限り正確に反映させるとともに、その後の状況の変化には本計画の本質を踏まえつつ、柔軟かつ適切に対処する視点に立った取組みを進めます。



第2章 浪江町の現状

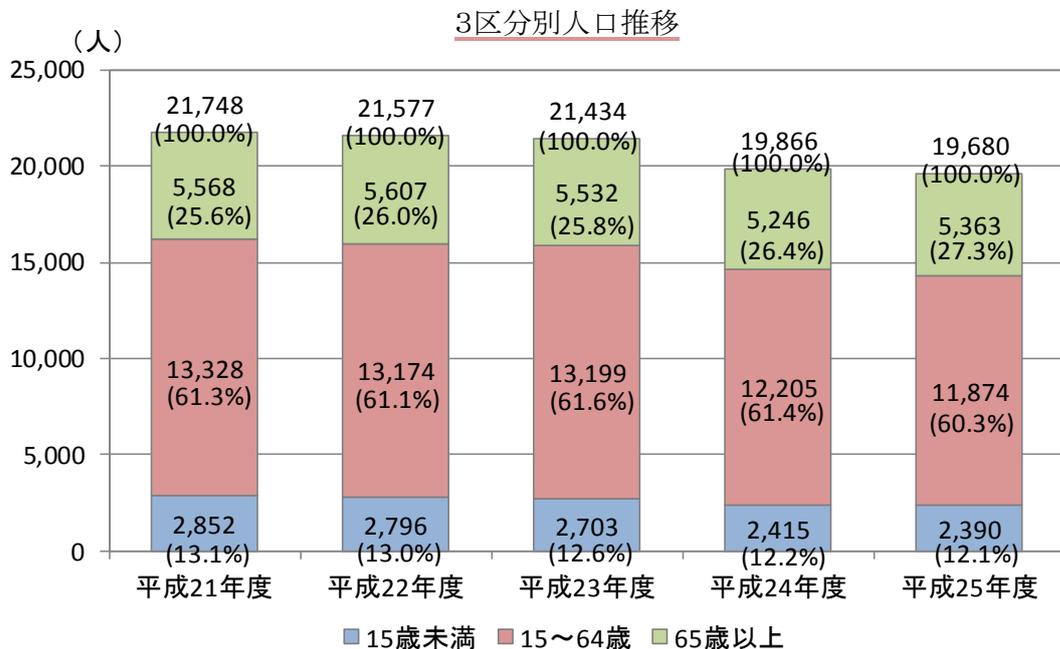
1. 人口・世帯数の推移

(1) 人口動向

人口は、平成 21 年度以降微減傾向にありましたが、平成 23 年の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故被害により平成 21 年度と比べ平成 25 年度は 9.5%減少しています。

年齢3区分人口で見ると、15歳未満の年少人口は、平成 21 年度の 2,852 人から平成 25 年度の 2,390 人と 462 人の減少、15～64 歳の生産人口は、平成 21 年度の 13,328 人から平成 25 年度の 11,874 人と 1,454 人減少しています。65 歳以上の老年人口も、平成 21 年の 5,568 人から平成 25 年度の 5,363 人と 205 人減少しています。

年齢構成比については、年少人口と生産人口は緩やかな下降傾向で推移しているのに対し老年人口比率は増加傾向にあり、町でも残念ながら少子高齢化が進んでいます。

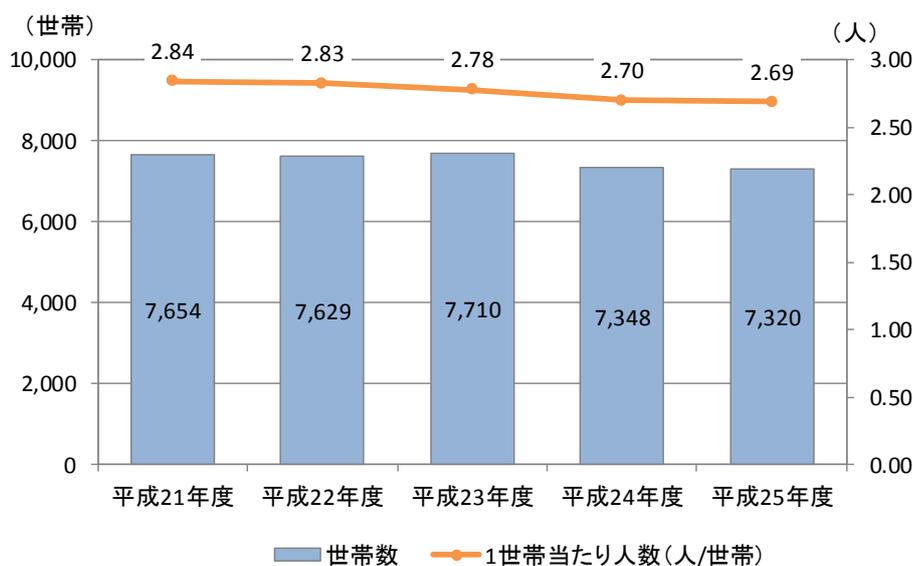


(住民基本台帳 各年度3月31日現在)

(2) 世帯数

人口の減少傾向とともに、世帯数も減少で推移しており、平成21年度の7,654世帯から平成25年度の7,320世帯と334世帯の減少となっています。世帯数としては反映されていませんが、実際には分離避難により、数か所に別れて生活している世帯が多く見られます。1世帯当たりの人数も年々少なくなっており、平成21年度の2.84人から平成25年度には2.69人となっています。

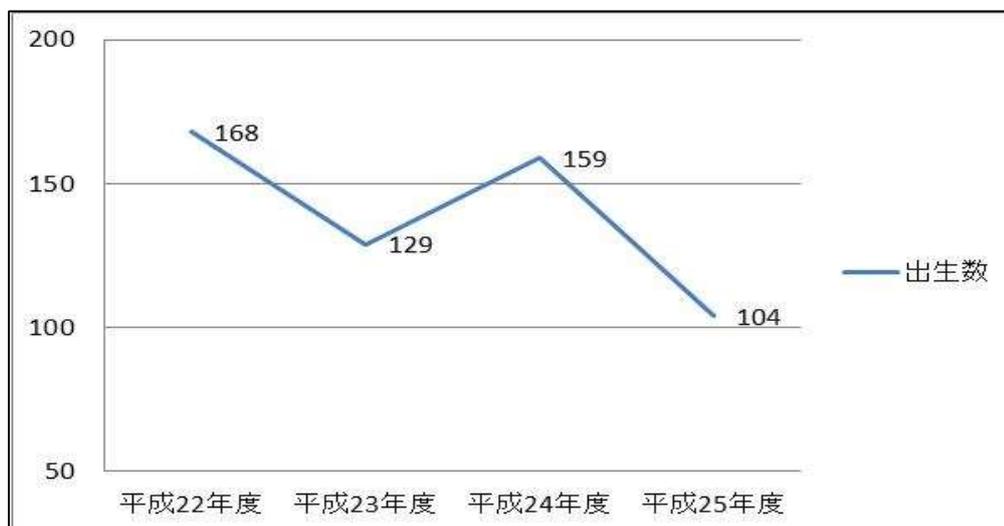
世帯数と1世帯当たり人数



(住民基本台帳 各年度3月31日現在)

2. 出生状況

町の近年の出生数は、震災以降大幅に減少してきています。



3. 未就学児・小中学生の状況

小学生の学年ごとの人数は減少傾向にあり1年生は6年生と比べ23人減少となっています。

避難状況は、未就学児と小学生は県内約60%、県外約40%、中学生は県内約65%、県外約35%となっています。

☆ 学校区別在籍児童生徒数（平成26年12月1日現在）

No.	学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1	浪江小学校区	61	68	78	71	91	73	442
2	幾世橋小学校区	9	20	21	15	17	21	103
3	請戸小学校区	7	7	6	8	11	8	47
4	大堀小学校区	29	21	22	23	19	21	135
5	苧野小学校区	28	24	21	34	24	27	158
6	津島小学校区	3	9	7	2	10	10	41
小計(A)		137	149	155	153	172	160	926
1	浪江中学校区	135	109	108				352
2	浪江東中学校区	53	54	59				166
3	津島中学校区	10	9	8				27
小計(B)		198	172	175	0	0	0	545
合計(A+B)		335	321	330	153	172	160	1471

☆ 市町別就学児童生徒数（平成26年12月1日現在）

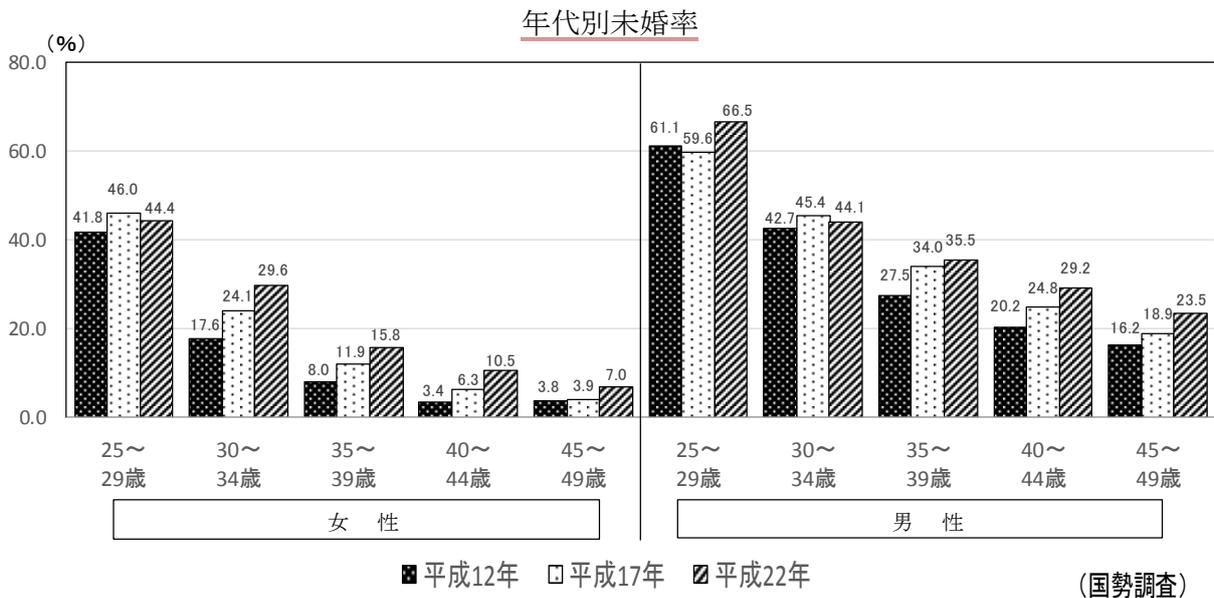
No.	学校名	仮設住宅立地市町					主な市及びその他				県内計	県外計	合計
		二本松市	福島市	本宮市	桑折町	計	郡山市	いわき市	南相馬市	その他			
1	浪江小学校区	27	55	8	1	91	34	66	11	66	268	175	443
2	幾世橋小学校区	6	15	2	2	25	8	7	11	11	62	41	103
3	請戸小学校区	1	8	1	0	10	4	8	3	1	26	21	47
4	大堀小学校区	9	13	3	0	25	4	20	3	16	68	67	135
5	苧野小学校区	11	12	2	0	25	11	32	9	22	99	59	158
6	津島小学校区	7	14	3	0	24	8	0	0	5	37	4	41
小計(A)		61	117	19	3	200	69	133	37	121	560	367	927
1	浪江中学校区	57	49	11	2	119	22	41	8	41	231	121	352
2	浪江東中学校区	6	35	5	0	46	6	23	3	23	101	65	166
3	津島中学校区	8	10	2	0	20	2	0	0	2	24	3	27
小計(B)		71	94	18	2	185	30	64	11	66	356	189	545
合計(A+B)		132	211	37	5	385	99	197	48	187	916	556	1472

☆ 未就学児避難状況(平成26年12月1日現在)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
県内	58	80	90	75	71	90	464
県外	31	30	55	43	66	67	292
国外	0	0	0	0	1	0	1
合計	89	110	145	118	138	157	757

4. 婚姻の状況

未婚者数は、30代以降で増加傾向にあります。特に女性は30～34歳で増加の幅が大きくなり、平成12年は17.6%の未婚者に対し、平成22年度は29.6%と3割に増えていきます。男性は35歳以上で未婚率が増えており、35～39歳では平成12年度の27.5%から平成22年には35.5%と、40～44歳でも20.2%から29.2%と3割近くを未婚者が占めています。



年代別未婚者数

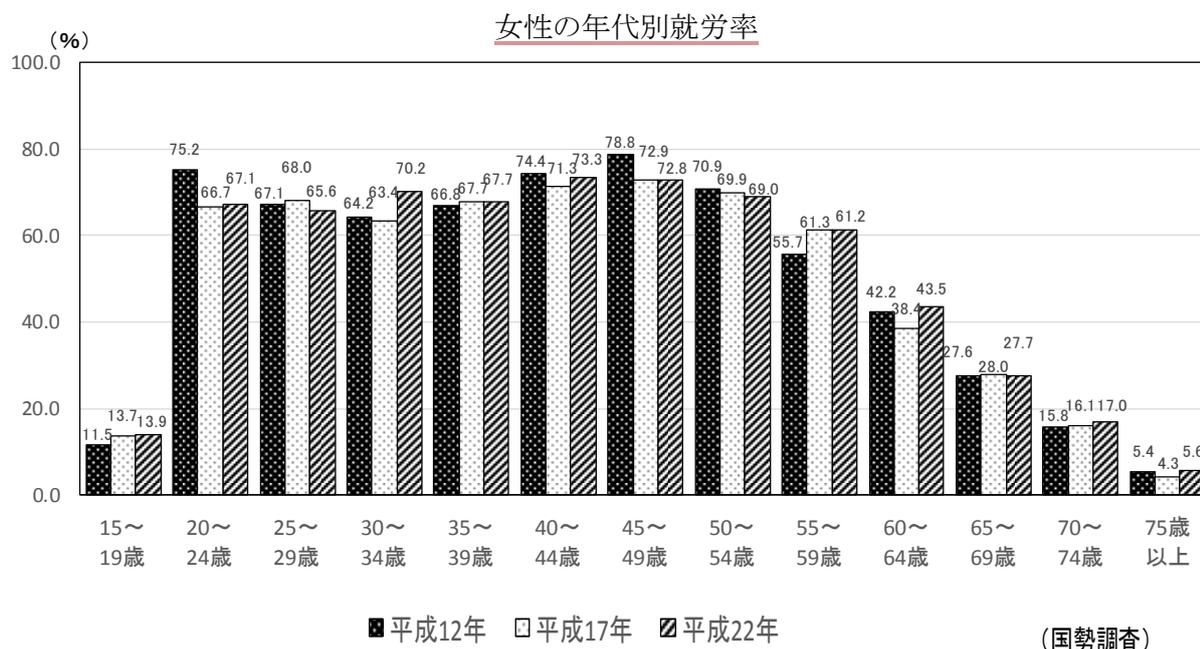
(人)

	女性					男性				
	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成12年	245	96	54	27	32	368	236	182	173	155
平成17年	246	134	65	41	31	347	279	181	157	160
平成22年	240	153	84	58	44	367	271	209	158	153

(国勢調査)

5. 女性の就労の状況

女性の年代別就労率は、平成12年度から平成17年度にかけて、20～24歳の減少幅が大きく、また40～44歳、45～49歳の就労率も平成17年度に減少がみられますが、平成17年度から平成22年度の5年間は概ね横ばい状態で推移しています。



6. 将来人口の推計

町の本計画期間中の将来人口について、住民基本台帳人口をベースに、※コーホート要因法に基づいて集計した集計値は下記に示す通りです。

平成 25 年の人口、19,688 人から緩やかに低下し、全町避難中の平成 28 年度末には 18,431 人、計画期間最終年度の平成 31 年度末には 17,346 人となることが見込まれています。

将来推計人口(年度末人口/住民基本台帳ベース)

全体	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
総人口	18,783	18,431	18,068	17,708	17,346

※コーホート要因法

ある基準年次の男女年齢別人口を出発点として、これに仮定された生残率(死亡率の反対)と出生率(必要な場合には移動率も)を適用して将来人口を計算する方法である。

7. 子育て環境の状況

(1) 教育・保育事業の状況

本町の保育・教育事業として、以下の施設を有していますが、福島第一原子力発電所の事故のため、現在は保育所、幼稚園、児童館ともに休業を余儀なくされています。

①保育所

●浪江町立コスモス保育園

●浪江町立津島保育所

②幼稚園

●浪江町立苅野幼稚園

●浪江町立大堀幼稚園

●私立アスナロ幼稚園

●私立学校法人大谷学園浪江幼稚園

③児童館

●浪江町児童館

④認可外保育施設

●ベビーハウスピノキオ

●かもめ園

(2)小中学生の教育事業状況

町の教育事業として、町立小学校は6校、町立中学校は3校を有していますが、原発事故のため、そのうち小学校は4校、中学校2校が現在休業中であり、小学校2校、中学校1校が二本松市の仮校舎で開校しています。

①二本松市で二本松仮校舎として開校中

●浪江町立浪江小学校 19名（平成26年5月15日現在）

●浪江町立津島小学校 3名（平成26年5月15日現在）

●浪江町立浪江中学校 25名（平成26年5月15日現在）

②休業中

●浪江町立苅野小学校

●浪江町立大堀小学校

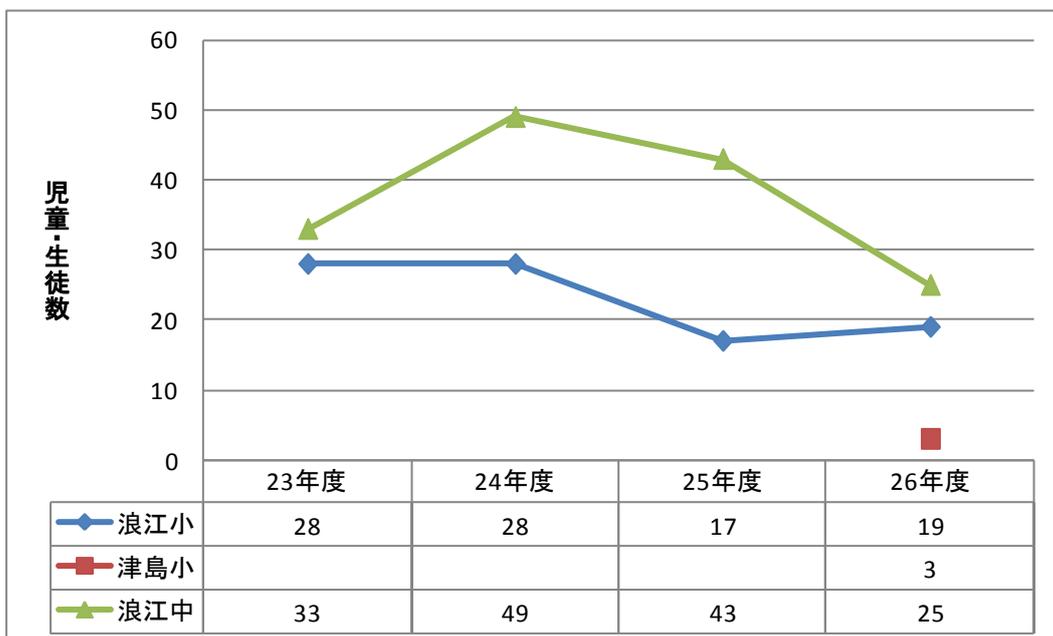
●浪江町立幾世橋小学校

●浪江町立請戸小学校

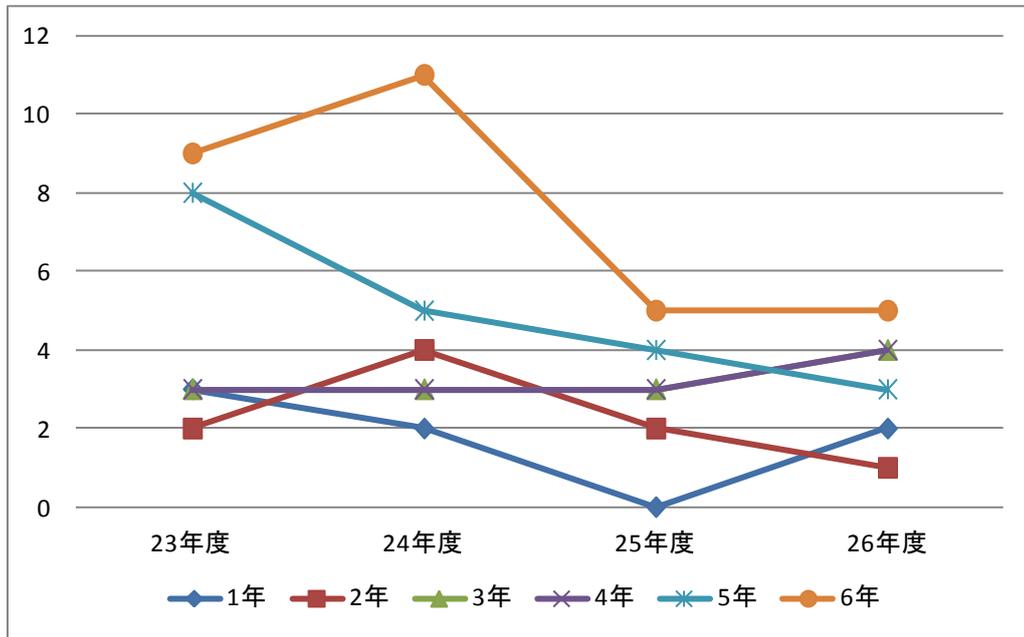
●浪江町立浪江東中学校

●浪江町立津島中学校

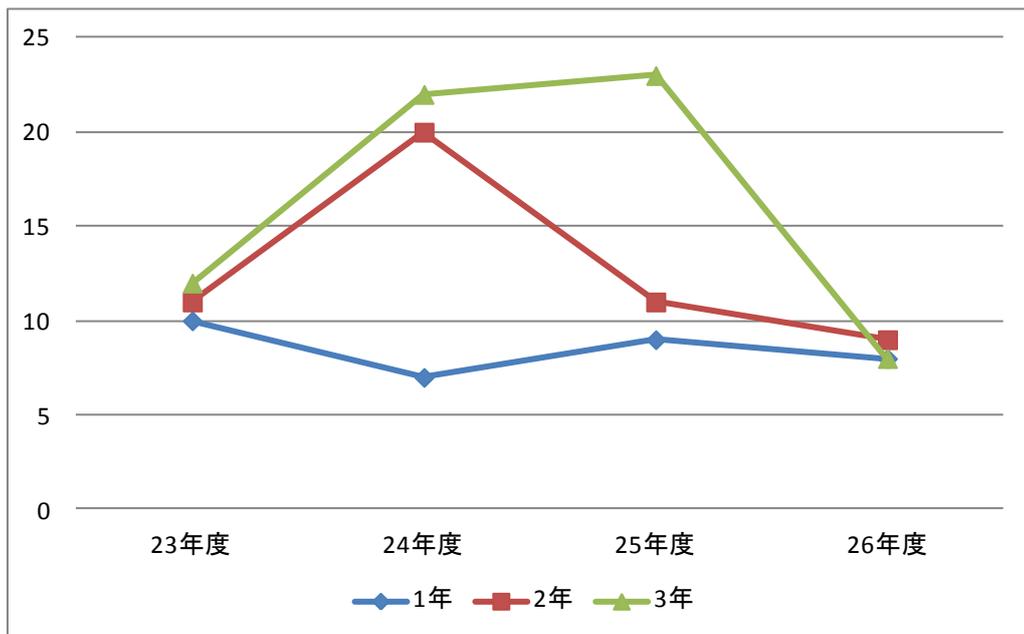
再開校における児童・生徒数の推移



再開した浪江小における児童の推移



再開した浪江中における児童の推移



8. 子育てに関するニーズ調査による本町の子育ての状況

(1) 調査概要

計画策定の基礎資料とするために、国のモデル調査票を踏まえて児童保護者を対象とした「浪江町子ども・子育てニーズ調査」を実施しました。実施概要は下記の通りです。

■調査対象（平成 25 年 12 月 1 日現在）

- ・未就学児がいる世帯
- ・福島県内に避難している方で、小学 5 年生までのお子さんがいる世帯

■調査方法

世帯用、未就学児用、小学生用の調査票を郵送により配布・回収

■調査期間

平成 25 年 12 月 25 日～平成 26 年 1 月 10 日

（平成 26 年 1 月 30 日回収分まで反映）

■配布回収状況

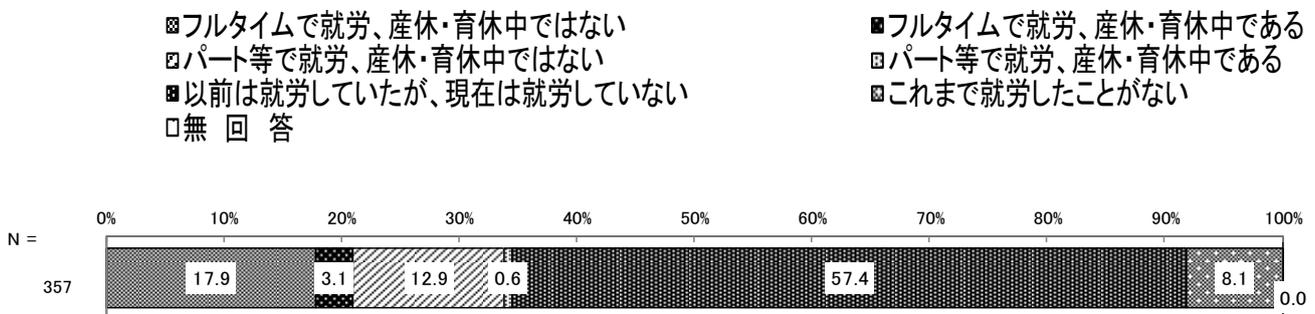
調査種類	配布数（件）	回収数（件）	回収率（％）
小学生以下の子どもがいる世帯調査	912	413	45.3
未就学児保護者調査	914	396	43.3
小学生保護者調査	457	207	45.3

(2) 母親の現在の就労状況

母親の就労状況は「以前は就労していたが、現在は就労していない」が57.4%で最も多く、「フルタイムで就労、産休・育休中ではない」が17.9%、「パート等で就労、産休・育休中ではない」が12.9%、「これまで就労したことがない」が8.1%で続いています。

現在就労中(産休・育休中の母親も含めたフルタイムやパート等)の母親は34.5%、「以前は就労していたが現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」を合わせた現在就労していない母親が65.5%となっています。

母親の就労状況[%]

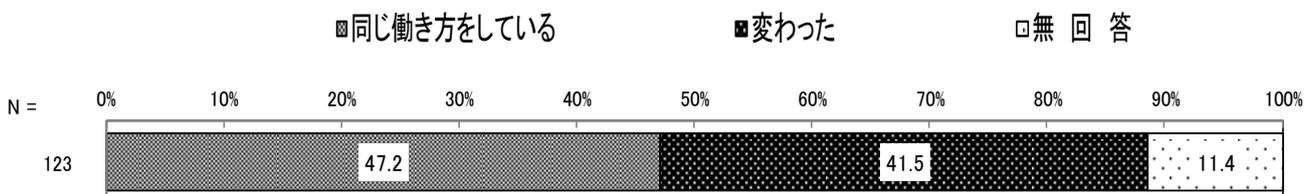


(3) 震災前との母親の就労状況の変化

震災前と就労状況に変化があったかどうかをみると「同じ働き方をしている」は47.2%と半数を下回り、「変わった」が41.5%と4割を超えています。

震災前との就労状況の変化[%]

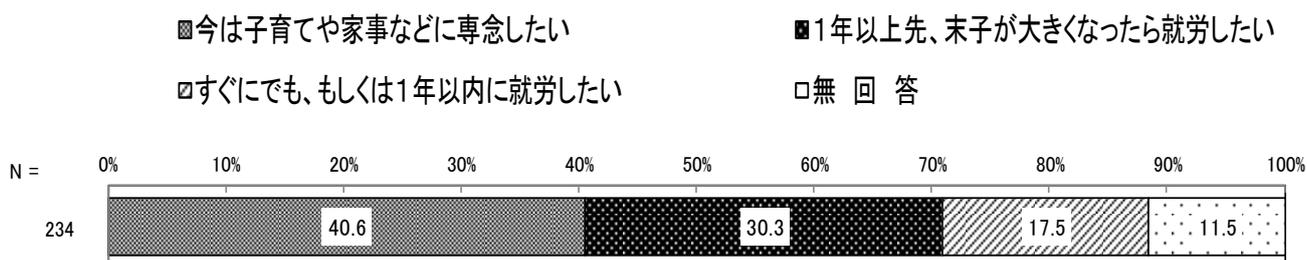
母親／震災前との就業状況の変化[%]



(4) 母親の就労希望

現在就労していない母親の今後の就労希望は「今は子育てや家事などに専念したい」が 40.6%で最も多く、ついで「1年以上先、末子が大きくなったら就労したい」が 30.3%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が 17.5%となっています。

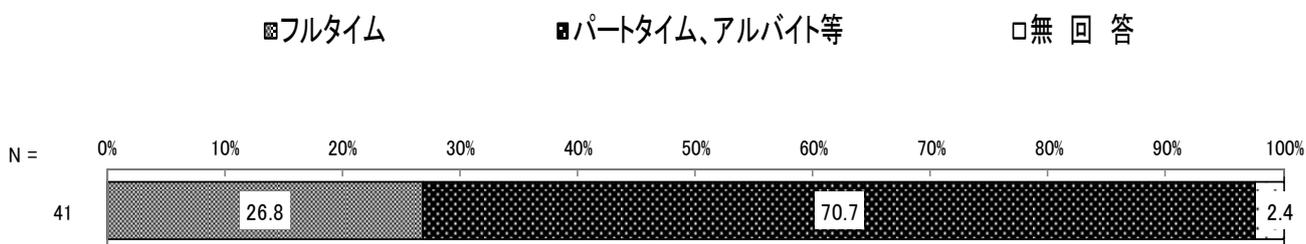
現在未就労母親の就労希望[%]



(5) 母親の就労意向

「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」母親の希望する就労形態は「フルタイム」は 26.8%に止まり、「パートタイム、アルバイト等」が 70.7%と多くなっています。

希望の就労形態[%]

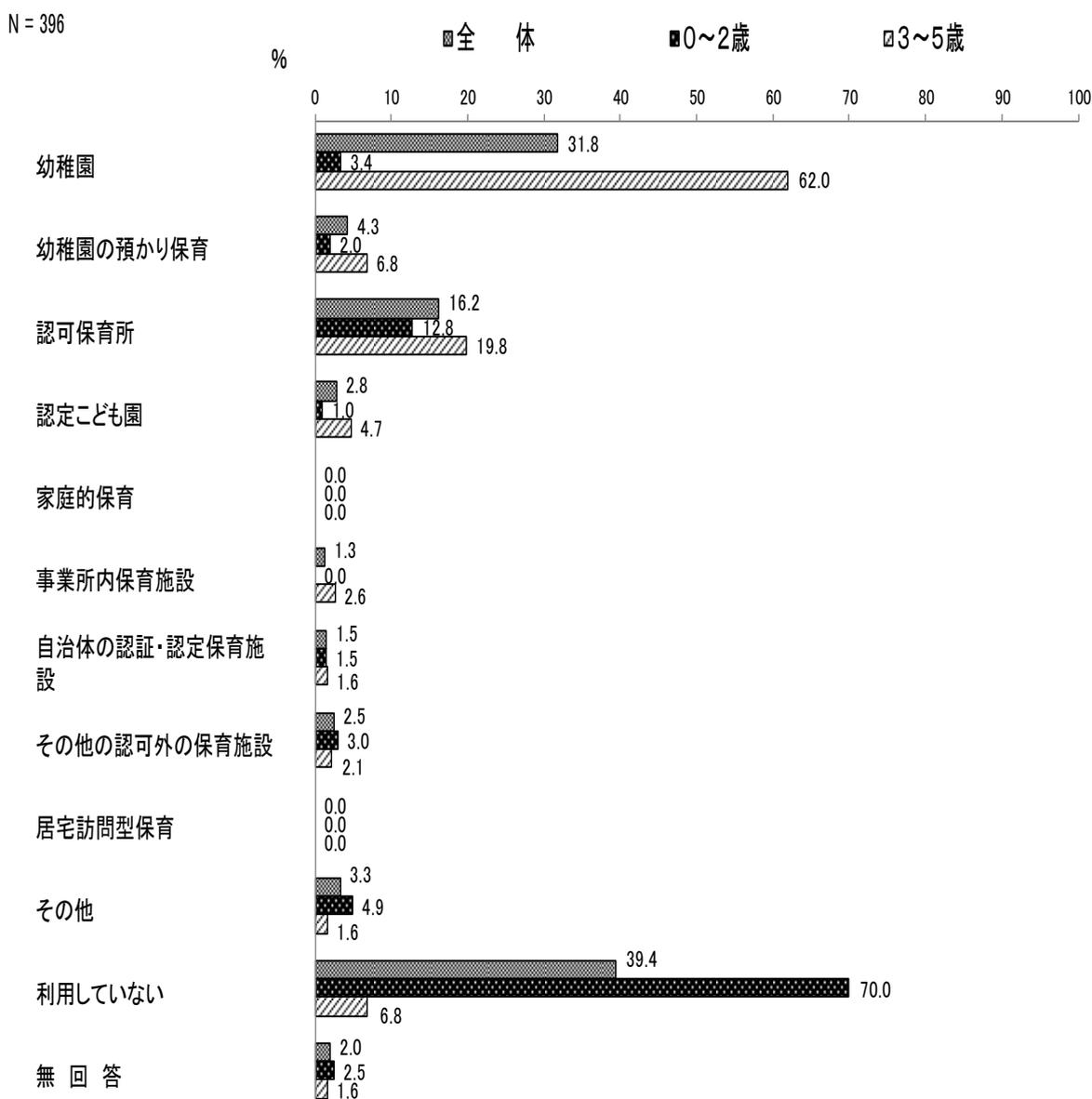


(6) 定期的に利用している教育・保育施設

利用している施設では「幼稚園」が31.8%、「認可保育所」が16.2%で、「利用していない」が39.4%と4割近くを占めています。

子どもの年齢別で見ると、0～2歳では「利用していない」が70.0%と7割を占め、「認可保育所」が12.8%で最も多く利用されています。3～5歳では「利用していない」は6.8%と少なく、ほとんどの子どもが施設を利用し、その中で「幼稚園」が62.0%と最も多くなっています。

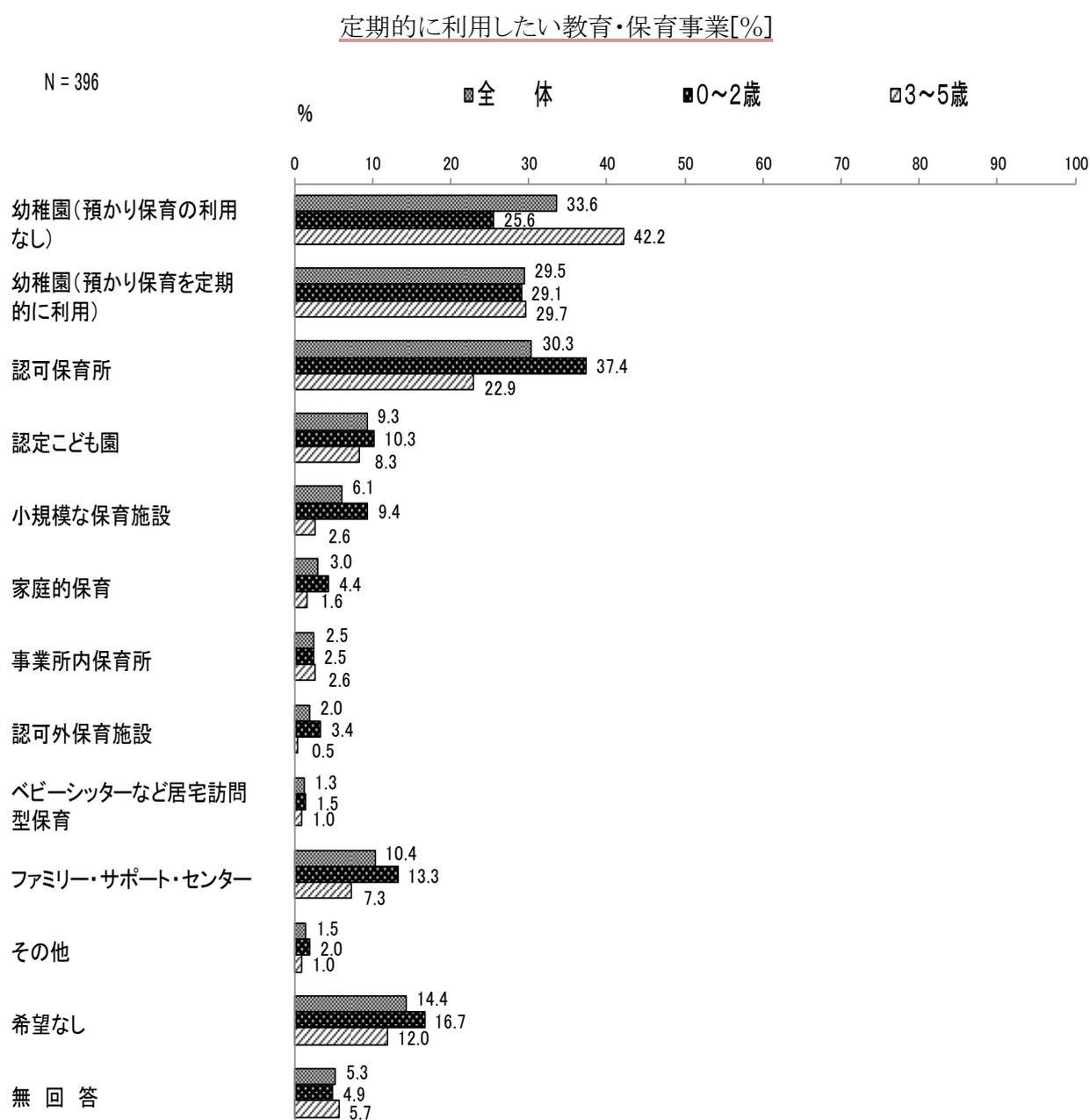
定期的にご利用している教育・保育施設先[%・複数回答]



(7) 定期的に利用したい教育・保育施設

「幼稚園（預かり保育の利用なし）」が 33.6%、「認可保育所」が 30.3%、「幼稚園（預かり保育を定期的にご利用）」が 29.5%で多く、「ファミリー・サポート・センター」が 10.4%、「認定こども園」が 9.3%、「小規模な保育施設」が 6.1%で続いています。また、「希望なし」は 14.4%となっています。

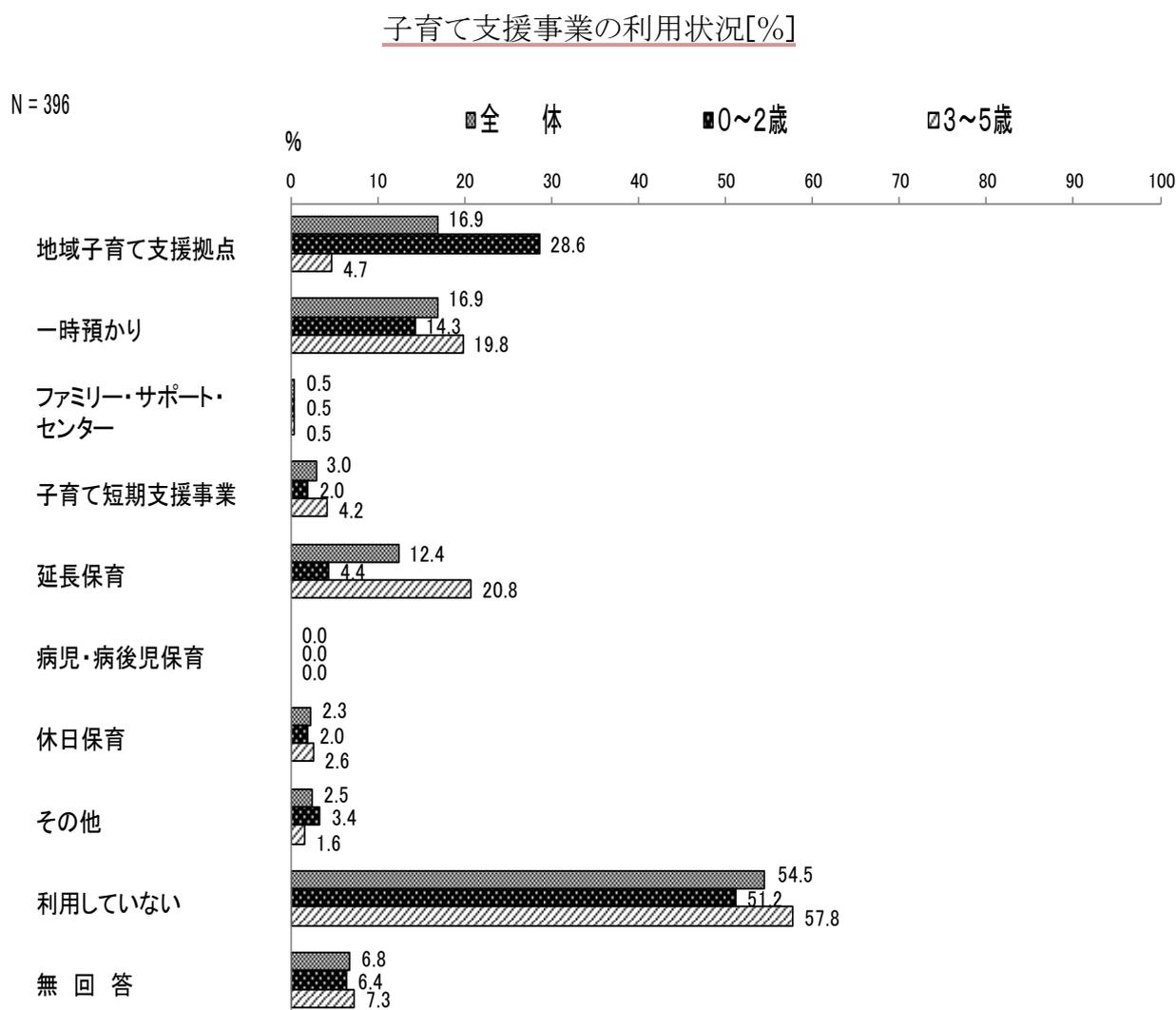
「(6) 定期的にご利用している教育・保育施設」の回答に比べると、各事業とも回答率が高くなっており、希望していても利用できていない人が多くいると考えられます。



(8) 子育て支援事業の利用状況

「利用していない」が 54.5%で半数以上を占めており、利用している事業では「地域子育て支援拠点」「一時預かり」がともに 16.9%、「延長保育」が 12.4%となっています。

子どもの年齢別でみると、0～2歳では「地域子育て支援拠点」が 28.6%、3～5歳では「延長保育」が 20.8%、「一時預かり」が 19.8%と多くみられます。



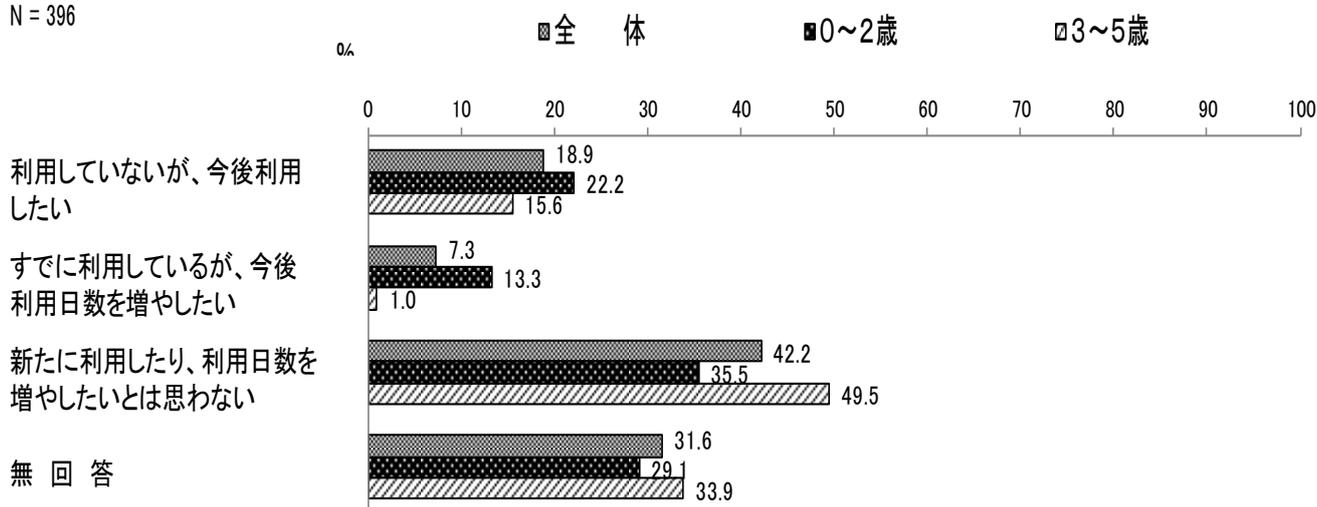
(9) 子育て支援センターの利用意向

「利用していないが、今後利用したい」が18.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が7.3%で、今後利用を増やしたい人は合計で26.2%となっています。

子どもの年齢別で見ると、0～2歳では「利用していないが、今後利用したい」が22.2%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が13.3%となっています。3～5歳では「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が49.5%と半数近くみられます。

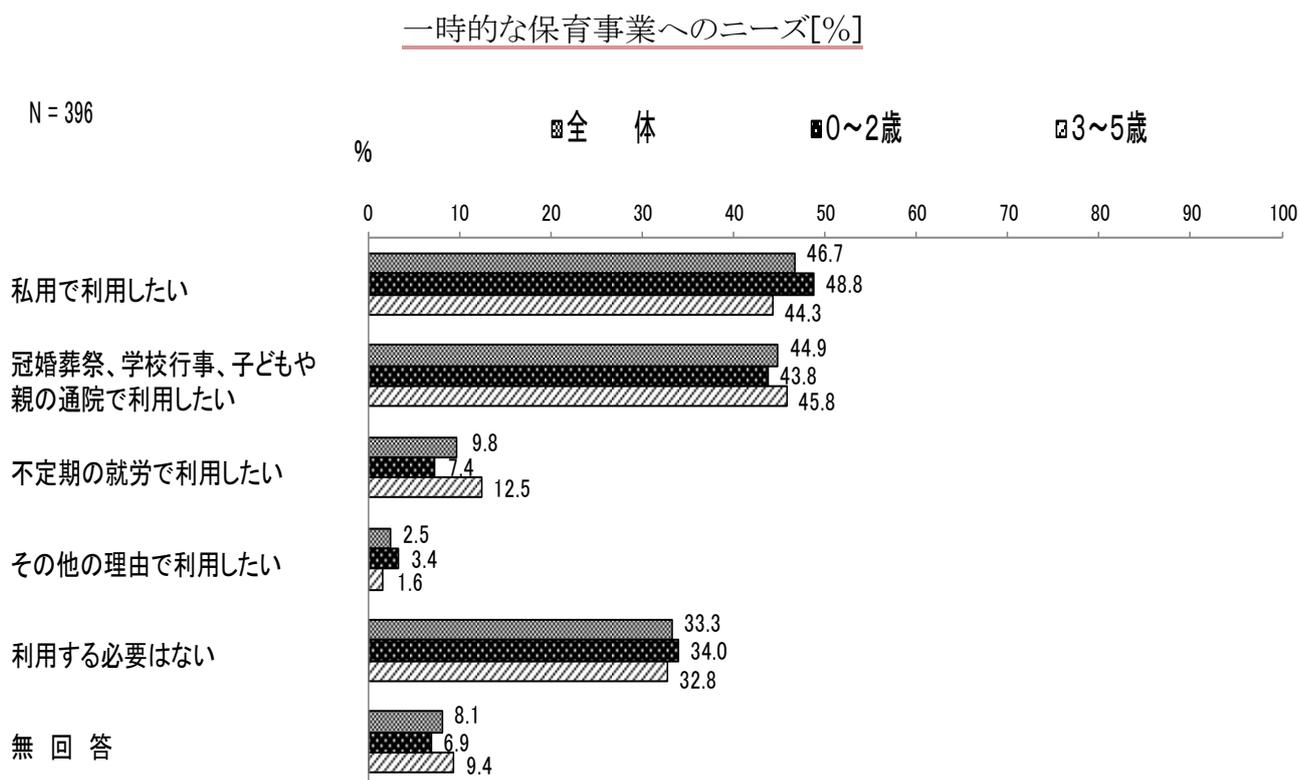
子育て支援センターの利用意向[%・複数回答]

N = 396



(10) 一時的な保育事業へのニーズ

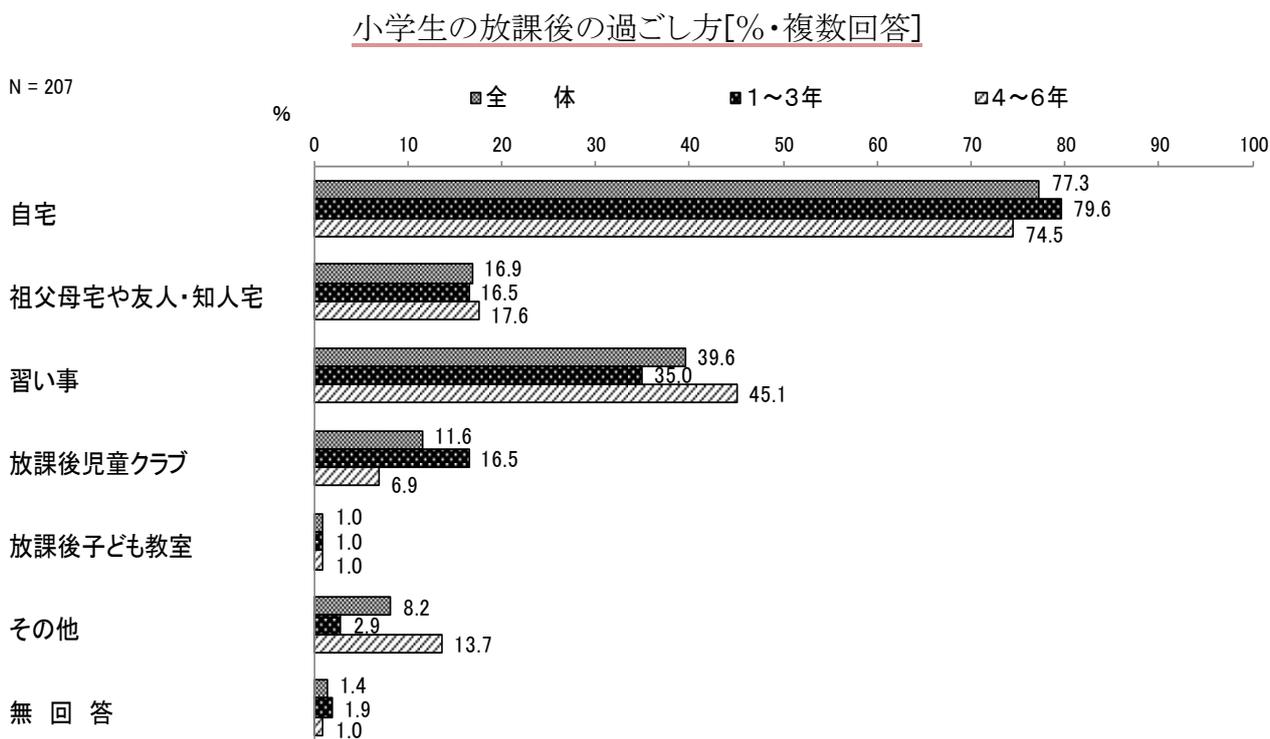
「私用で利用したい」が46.7%、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院で利用したい」が44.9%で多くなっています。一方、「利用する必要はない」が33.3%にとどまり、全体の3分の2の利用希望があります。



(11) 小学生の放課後の過ごし方

放課後の過ごし方としては「自宅」が77.3%で最も多く、「習い事」が39.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」が16.9%、「放課後児童クラブ」が11.6%と続いています。

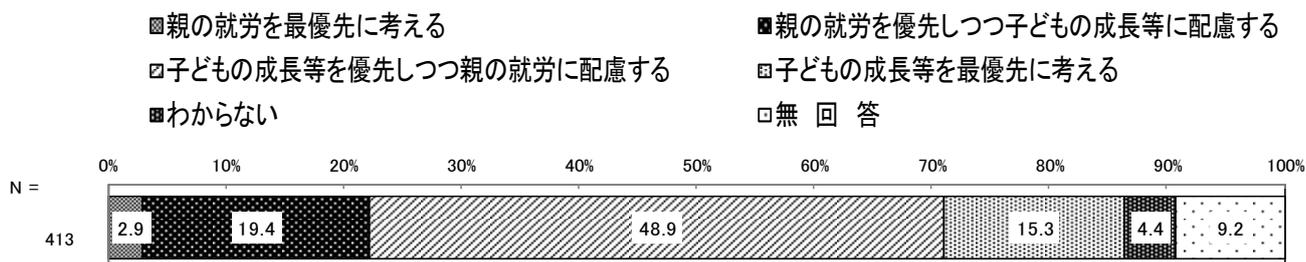
学年別でみると、1～3年では「放課後児童クラブ」が16.5%、4～6年では「習い事」が45.1%と多くなっています。



(12) 子育て支援の充実に向けて必要だと思う基本的な考え方

「子どもの成長等を優先しつつ親の就労に配慮する」が48.9%、「子どもの成長等を最優先に考える」が15.3%であり、親の就労より子どもの成長を優先とする考え方は64.2%となっています。

子育て支援の充実に向けて必要だと思う基本的な考え方[%]

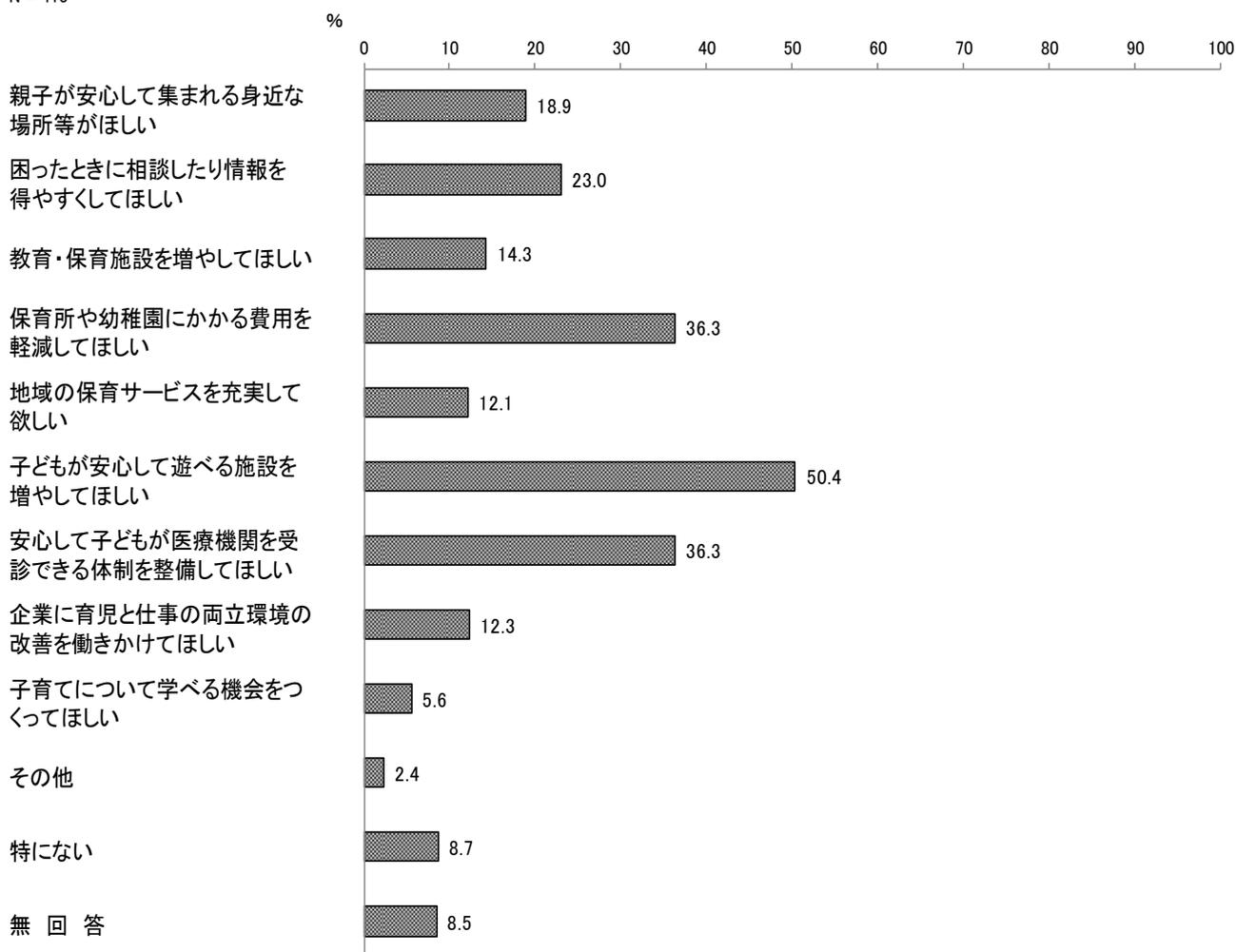


(13) 子育て支援について町に期待すること

子育て支援で町に期待することでは「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」が50.4%で最も多く、「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」がともに36.3%、「困ったときに相談したり情報を得やすくしてほしい」が23.0%、「親子が安心して集まれる身近な場所等がほしい」が18.9%、「教育・保育施設を増やしてほしい」が14.3%、「企業に育児と仕事の両立環境の改善を働きかけてほしい」が12.3%、「地域の保育サービスを充実してほしい」が12.1%となっています。

子育て支援について町に期待すること[%・複数回答]

N = 413



9. 「こども 夢プラン なみえ」(浪江町「次世代育成支援対策」推進行動計画)実施状況

本計画を策定するにあたり、「こども 夢プラン なみえ」(浪江町「次世代育成支援対策」推進行動計画)の評価を行いました。

平成 23 年の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故以降は、ほとんどの事業を休止せざるを得ない状況が続いています。

事業実施状況は、次のとおりです。

こども 夢プラン なみえの実施状況

行動小目標	基本施策	実施状況
子どもたちが家族との関わりを大切にしながら育つことができる	食育の推進	各保育所・幼稚園・学校等で食育計画を立て実施 給食での地元食材の活用 ※23年度以降、休止
	家庭の育児力の向上支援	生涯学習推進事業を実施 ※23年度以降、再開した浪江小、浪江中のみで実施 ブックスタート事業、地域子育て事業を実施 ※23年度以降、休止
	育児不安の軽減と虐待発生予防	新生児・産婦家庭訪問を実施 ※23年度以降、県内のみの実施 児童虐待ネットワークを構築 ※23年度以降、休止
子どもたちが地域や自然の中で、のびのびと育つことができる	多様な体験機会の拡大	自然体験教室、青空こども塾を実施 ※23年度以降、再開した浪江小、浪江中で学校行事として自然体験教室を実施 津島書道教室、学社融合事業(なみえ夢教室)、国際交流事業を実施 ※23年度以降全て休止
	魅力ある学校教育の推進	スクールカウンセラー、学校評議員を設置 ※23年度以降、浪江小、浪江中にスクールカウンセラーを設置 学校評議員は休止
	子どもの個性と創造性を育む環境整備	教育施設・社会体育施設の整備、図書館の充実を実施 ※24年8月、福島市に仮設図書館を設置
	子どもを見守る地域の連携	生涯学習ボランティアセンター、青少年リーダー教室、地域安全パトロール隊の活動、子ども110番の家設置事業、子ども見守り隊の実施 ※23年度以降、休止
	安全な生活環境の整備	公園や道路等の整備を実施
	子どもの安心・安全の確保	交通教室、避難訓練教室、防犯発品の配布、防犯灯の整備促進を実施 ※23年度以降、休止

行動小目標	基本施策	実施状況
家族が安心して子育てができる	子どもに関する相談・支援体制	子育てガイドブックによる情報提供、子育てホームページによる情報提供、保育所・幼稚園における子育て相談等を実施 ※23年度以降、休止
	多彩な保育サービスの充実と質の向上	通常保育事業、延長保育事業、一時預かり事業、幼稚園一時預かり・延長保育事業、ファミリーサポートセンター事業等を実施 ※23年度以降、休止
	子育て支援センター事業の展開と子育てサークル等の拡充	地域子育て支援センター事業等を実施 ※23年度以降、休止
	放課後児童の健全育成	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、スポーツ少年団の活動支援を実施 ※23年度以降、休止
	経済的な支援の仕組み	子ども手当（児童手当）の給付、奨学資金貸付、乳幼児・児童（子ども）医療費助成事業、就学援助（要保護及び準要保護）、保育料の軽減、私立幼稚園就園奨励費補助金、第3子助成措置、出産祝い金の支給、出産育児一時金の支給を実施 ※23年度以降、保育料は全額助成を実施
親がゆとりを持って子育てができる	ひとり親家庭への自立支援	ひとり親家庭医療費助成事業、児童扶養手当、就業相談等を実施 ※24年1月以降、児童扶養手当は原発避難者特例法により避難先で申請
	家庭生活と職業生活の安定 （男女共同子育ての推進）	就労支援等の広報啓発活動、男女共同参画事業、パパママ教室を実施 ※23年度以降、休止
	地域の育児支援の意識向上	子育て応援パスポート事業（ファミたんカード）、こどもの笑顔フォトコンテストの実施 ※23年度以降、ファミたんカードは希望者にのみ交付。フォトコンテストは休止。
	次世代の親の支援	出会いの場づくり事業、結婚相談事業、出会いの支援事業を実施 ※23年度以降、休止
障がいがあっても、友達と一緒に様々な体験をしながら育つことができる	相談支援体制の整備	発達観察相談（はぐくみ教室）、心理相談事業を実施 特別支援コーディネーターの配置
	地域の療育支援体制の向上と連携	児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、障がい児保育、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、日常生活用具給付、特別支援教育介助員の配置を実施 ※24年1月以降、特別児童扶養手当は原発避難者特例法により、避難先で申請

行動小目標	基本施策	実施状況
障がいがあっても、友達と一緒に様々な体験をしながら育つことができる	地域の障がいへの理解の周知	双葉地方地域自立支援協議会こども部会の実施 ※23年度以降、休止
子どもたちが健やかに育つことができる	安全な妊娠・出産への支援	母子健康手帳および妊婦健康相談、妊婦健康診査の公費負担、妊婦歯科健康診査の公費負担、マタニティマークの配布事業等 ※23年度以降、妊婦歯科健康診査の公費負担については休止
	子どもと家族への健康支援	母子保健事業（乳幼児健診）、幼児栄養相談、予防接種事業、
	小児医療の充実	夜間小児休病センター事業、休日救急当番運営事業の実施 ※23年度以降、休止
	思春期保健	中高生の乳幼児ふれあい体験の充実、保健連絡会等の実施 ※23年度以降、休止



第3章

基本計画



第3章 基本計画

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による全町避難という厳しい状況の中、原発避難者特例法により、避難先自治体から様々なサービスを提供していただいている状況です。

現在、町として取り組むことができる事業は少ないですが、今後、国、福島県及び郡内町村、避難先市町村、関係機関等との連携を図りながら、可能な限りきめ細やかな事業が展開できるよう取り組んでいきます。

1. 親子の健康を守る

子どもたちが健やかに成長するためには、生活習慣の大切さを理解し、睡眠・休養・栄養・運動などの生活リズムを整え、規則正しい生活習慣を身につけていくことが大切です。

幼児期に確立された生活リズムは、健康状態に大きな影響を与えるとともに、その後の生涯にわたる生活習慣の基盤となります。親子が健康で安心して暮らしていけるよう、妊娠期から出産期、新生児期、乳幼児期とそれぞれの段階に応じた事業を展開していきます。

また、町では原子力災害の影響による放射線対策という大きな課題を抱えています。復興計画でも明記されているように、放射線による健康被害の未然防止、健康不安軽減のための食品の安全性や健康調査・検査体制・情報連絡体制の整備や健康相談等の機会の拡充を図っていきます。



【施策一覧】

施策名	事業名	対象					
		妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生	ひとり親世帯
(1)安全な妊婦・出産への支援	①母子健康手帳の交付及び妊婦健康相談	○					
	②妊婦健康診査の公費負担	○					
	③マタニティマーク配布事業	○					
(2)子どもと家族への健康支援	①乳幼児家庭訪問	○	○				
	②乳幼児健康診査		○				
	③未熟児訪問事業		○				
	④予防接種事業		○	○	○	○	
	⑤母子支援事業		○				
(3)思春期保健	①スクールカウンセラーの設置			○	○		
	②保健連絡会			○	○		
(4)食育の推進	①食育の推進		○	○	○	○	
(5)放射線対策	①バッジ式線量計の配布	○	○	○	○	○	
	②内部被ばく検査		○	○	○	○	
	③甲状腺検査		○	○	○	○	
	④食品の放射性物質測定	○	○	○	○	○	
	⑤放射線健康セミナー講演会	○	○	○	○	○	



(1) 安全な妊娠・出産への支援

妊娠や出産に関する正しい知識の普及を図り、経済的支援、相談体制などの事業を実施します。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① 母子健康手帳の交付及び妊婦健康相談	<p>妊娠届に基づいて母子健康手帳を交付します。同時に妊婦の健康に関して個別相談を実施します。</p> <p>【避難期】</p> <p>【県内】 役場二本松事務所で実施します。</p> <p>【県外】 母子健康手帳の交付のみ避難先で行います。相談等については町で対応します。</p> <p>【帰還後】 帰還状況に応じて、上記事業内容について継続して取り組みます。</p>	健康保険課	○	<p>【避難期】 【県内】 町</p> <p>【県外】 避難先自治体</p>
② 妊婦健康診査の公費負担	<p>15回(妊娠初期から出産までの間)の妊婦健康診査と、産後健康診査(1か月健診)の費用を助成します。</p> <p>【避難期】</p> <p>【県内】 役場二本松事務所で実施します。</p> <p>【県外】 避難先自治体にて実施します。避難先で助成されない場合、町が償還払いで対応します。</p> <p>【帰還後】 帰還状況に応じ、上記事業内容について継続して取り組みます。</p>	健康保険課	○	<p>【避難期】 【県内】 町</p> <p>【県外】 避難先自治体</p>
③ マタニティーマーク配布事業	<p>妊娠中の母体や胎児の健康を確保し安産な出産等に向けた、妊産婦の理解あるやさしい環境づくりを推進するため、母子健康手帳交付時にマタニティーマークを配布します。</p> <p>【避難期】</p> <p>【県内】 役場二本松事務所で実施します。</p> <p>【県外】 避難先自治体にて配布します。</p> <p>【帰還後】 帰還状況に応じ、上記事業内容について継続して取り組みます。</p>	健康保険課		<p>【避難期】 【県内】 町</p> <p>【県外】 避難先自治体</p>

(2) 子どもと家族への健康支援

乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健事業や予防接種事業を実施します。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① 乳幼児 家庭訪問	<p>生後3か月以内の早期に家庭を訪問し、乳児の発育状況と発達の確認、助言指導を行います。また、子育て状況を把握し、育児支援サービスを紹介するなど育児不安の解消に努めるとともに、虐待の未然防止と発見につなげます。</p> <p>【避難期】</p> <p>【県内】 浪江町保健師が訪問します。 【県外】 避難先自治体にて実施します。</p> <p>【帰還後】</p> <p>帰還状況に応じ、上記事業内容について継続して取り組みます。</p>	健康保険課	○	<p>【避難期】 【県内】 町</p> <p>【県外】 避難先自治体</p>
② 乳幼児 健康診査	<p>内科・歯科・整形外科診察・保健師による問診、栄養士・歯科衛生士による指導などを各発達年齢に応じて実施し、個々の相談について助言指導を行います。</p> <p>【避難期】</p> <p>避難先自治体で実施します。 【いわき市に避難されている方】 幼児健康相談会（2歳3か月）を双郡8町村合同で実施しています。</p> <p>【帰還後】</p> <p>帰還時期や子育て世帯の帰還状況に応じ、適宜検討します。</p>	健康保険課	○	【避難期】 避難先自治体
③ 未熟児 訪問事業	<p>2,500g以下で生まれた新生児の家庭を訪問します。また、医療機関と連携を図りながら、育児支援を行います。</p> <p>【避難期】</p> <p>【県内】 浪江町保健師が訪問します。 【県外】 避難先自治体で実施します。</p> <p>【帰還後】</p> <p>帰還状況に応じ、上記事業内容について継続して取り組みます。</p>	健康保険課	○	<p>【避難期】 【県内】 町</p> <p>【県外】 避難先自治体</p>

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
④ 予防接種事業	<p>感染症予防のため、年齢に応じて定期予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、二種混合、BCG、麻しん風しん混合、日本脳炎、水痘、子宮頸がん予防）を実施します。</p> <p>【避難期】</p> <p>【県内】 県内医療機関で実施します。</p> <p>【県外】 避難先医療機関で実施します。</p> <p>【帰還後】</p> <p>帰還状況に応じ、上記事業内容について継続して取り組みます。</p>	健康保険課	○	<p>【避難期】 【県内】 町 県内医療機関</p> <p>【県外】 避難先 医療機関</p>
⑤ 母子支援事業	<p>乳幼児を持つ母親に対して、同じ地域に住んでいる母親たちとの交流の中で、母子が楽しみながら、子育ての悩みを相談・共感できる仲間をつくることを目的として実施します。</p> <p>【避難期】</p> <p>郡山市・いわき市・南相馬市で「かもめっ子クラブ」を実施</p> <p>【帰還後】</p> <p>町への帰還時期や子育て世帯の帰還状況に応じ、適宜検討します。</p>	健康保険課		<p>町</p> <p>【避難期】 NPO法人 ハートフル ハート未来を 育む会</p>



(3) 思春期保健

思春期における様々な問題に対応するため、プライバシーを守りつつ子どもたちや保護者の相談を受ける体制の事業を実施します。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① スクールカウンセラーの設置	スクールカウンセラーを配置し、不登校生徒や問題行動等に関して状況に応じて効果的にかかわると同時に、教職員に適切な助言・指導を行います。	教育委員会事務局		主体・担い手・協力団体等 【避難期】 浪江小学校 津島小学校 浪江中学校 【帰還後】 町立小中学校
	【避難期】			
	町立小中学校のみ配置しています。 【上記学校以外の児童・生徒への対応】 電話や窓口での相談に応じ、助言・指導を行います。			
	【帰還後】 帰還状況に応じ、上記事業内容について継続して取り組みます。			
② 保健連絡会	小中学校の養護教諭をはじめ、町内の保育教諭、町保健師及び関係課により、思春期・妊娠期までの健康問題、思春期教育の現状、問題点の共有化と情報交換を行います。	教育委員会事務局		町 町立小中学校
	【避難期】	健康保険課		
	休止中			
	【帰還後】 帰還状況に応じ上記事業を実施し、思春期保健の推進に努めます。			

(4) 食育の推進

食を通じた家族の関係づくりと心身の健全育成を図るための取組みを実施します。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① 食育の推進	健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識を身に付けるための事業を実施します。	健康保険課		町
	【避難期】			
	町ホームページやタブレット・広報誌等で食育推進に関する情報提供を実施します。	教育委員会事務局		
	【帰還後】			
	帰還状況に応じた適切な食育事業の推進を検討します。			

(5) 放射線対策

放射線に対する保護者の不安を受け止め、安心して生活することができるような環境づくりを図るための事業を実施します。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① バッジ式線量計の配布	放射線に対する不安の解消と健康管理のため、希望者に対しバッジ式線量計を貸し出し、外部被ばく線量を測定します。	健康保険課		町
	【避難期】			
	上記事業内容を実施します。			
	【帰還後】			
	帰還状況に応じ、上記事業内容について継続して取り組みます。			
② 内部被ばく検査	長期的な健康管理のため内部被ばく検査を実施します。	健康保険課		【避難期】 仮設津島診療所 ひらた中央病院
	【避難期】			
	【実施場所】 仮設津島診療所 ひらた中央病院			
	【帰還後】			
	帰還状況に応じ、上記事業内容について継続して取り組みます。			

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
③ 甲状腺検査	<p>40歳以下の方の放射線による健康被害への不安の解消と、長期的な健康管理のために甲状腺検査を実施します。</p> <p>※町の検査は県での検査がない年度に実施します。</p> <p>【避難期】</p> <p>【実施場所】 仮設津島診療所 ひらた中央病院</p> <p>【帰還後】</p> <p>帰還状況に応じ、上記事業内容について継続して取り組みます。</p>	健康保険課		<p>【避難期】 仮設津島診療所 ひらた中央病院</p> <p>「全日本民主医療機関連合会」 加盟施設</p>
④ 食品の放射性物質測定	<p>飲料水、家庭菜園などの農作物・その他の食品、土壌などの放射線測定を行います。</p> <p>【避難期】</p> <p>【実施場所】 上竹倉庫事務所（二本松市） 浪江町役場復興再生事務所</p> <p>【帰還後】</p> <p>帰還状況に応じ、上記事業内容について継続して取り組みます。</p>	生活支援課		町
⑤ 放射線健康セミナー講演会	<p>放射線について正しく理解するための講演会や、健康相談会を実施します。</p> <p>【避難期】</p> <p>全国各地の交流会の場で、上記事業を実施します。</p> <p>【帰還後】</p> <p>帰還時期や子育て世帯の帰還状況に応じ、開催について適宜検討します。</p>	健康保険課		<p>町</p> <p>弘前大学浪江町復興支援室</p>

2. 子どもたちがのびのびと育つことができるように支援する

家族と一緒に地域や自然の中でのびのび育つことで、子どもたちは友だちとより良い関係を築いていきます。子どもの育成には、保育サービスの適切な提供や身体の健康維持だけでなく、心の豊かさをいかに育てていくかも重要です。

そのために、子ども同士や地域の大人、高齢者との交流、自然体験など多様な体験機会を提供できるよう努めます。

また、全町避難によりふるさとから引き離された子どもたちが、様々な困難を克服しながら心の傷を癒し、今後も町をふるさとと感じて成長していってもらうためには大きな課題があると言わざるをえません。そのため、復興計画にも記載されている子どもたちの絆やふるさととのつながりの維持、学習支援、学習環境の充実にかかる事業の取組みに努めます。

さらに、障がいや発育・発達に遅れのある子どもたちが、ほかの子どもたちと同じくのびのびと育っていくことができる環境・支援体制の整備に取り組みます。

【施策一覧】

施策名	事業名	対象					
		妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生	ひとり親世帯
(1)多様な体験機会の拡大	①子ども家族交流事業			○	○		
(2)魅力ある学校教育の推進	①地域と学校の連携			○	○		
(3)子どもの個性と創造性を育む環境整備	①教育施設・社会体育施設の整備		○	○	○	○	
	②図書館の充実		○	○	○	○	
(4)家庭の育児力の向上支援	①ブックスタート事業		○				
(5)相談支援体制の整備	①子育てサロン事業		○				
	②特別支援コーディネーターの配置			○	○		
(6)地域の療育支援体制の向上と連携	①障害児通所支援事業		○	○	○	○	
	②障害福祉サービス事業		○	○	○	○	
	③特別支援教育介助員の配置			○	○		

(1) 多様な体験機会の拡大

友だちとの再会や親子での体験を通して、ふるさととの絆の維持や心身の成長への支援を図ります。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① 子ども家族交流事業	<p>友達との再会の場、親子での体験の場、保護者同士の交流の場を提供し、ふるさととの絆の維持を図ります。</p> <p>【避難期】 上記内容について、年に1回実施します。</p> <p>【帰還後】 帰還時期や子育て世帯の帰還状況に応じ、開催について適宜検討します。</p>	教育委員会事務局		町 町内各小中学校

(2) 魅力ある学校教育の推進

子どもたちが社会の変化の中でたくましく生きていくことができるよう、教育活動の多様化と質の向上を図ります。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① 地域と学校の連携	<p>地域の専門的な知識や技術等のある方々に、学校の教育活動に協力いただき、教育活動の多様化と質の向上を図るとともに、子どもたちの社会性や勤労観・職業観の育成を図ります。</p> <p>【避難期】 仮校舎にて再開している浪江小学校、津島小学校、浪江中学校において適宜取り組みます。</p> <p>【帰還後】 帰還状況に応じ適宜検討し、地域と学校の連携の推進に努めます。</p>	教育委員会事務局		<p>【避難期】 二本松市内 住民・企業</p> <p>浪江小学校 津島小学校 浪江中学校</p>

(3) 子どもの個性と創造性を育む環境整備

子どもたちにとって学習や遊び等の活動のしやすい環境を整備し、さらなる充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① 教育施設・社会体育施設の整備	子どもたちが安全・安心にスポーツ等に取り組めるよう、町内のスポーツ関連施設を整備します。	教育委員会事務局		町
② 図書館の充実	幼児期の読書の重要性を伝えながら、児童図書購入など整備・充実に努めます。	教育委員会事務局		町
	【避難期】			
	仮設浪江町図書館を開設。 「浪江in福島ライブラリーきぼう」			
	【帰還後】 帰還状況に応じ、図書館事業の充実に努めます。			

(4) 家庭の育児力の向上支援

絵本の読み聞かせによる親子のふれあいの時間をつくるために、ブックスタート事業を実施します。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① ブックスタート事業	誕生時に絵本をプレゼントし、赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけをつくります。	教育委員会事務局		町
	【避難期】			
	【県内】 保健師が訪問時に配布 【県外】 郵送により配布			
	【帰還後】 帰還状況に応じ、上記事業内容について継続して取り組みます。			

(5) 相談支援体制の整備

子どもたちにとってより良い発達・成長を促すため、精神面や発達面にも目を向けた相談支援体制の整備・充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① 子育てサロン事業	講演会の開催や町民同士の交流の場の提供などにより、子育ての不安や悩みを解消し、親子の精神面や育児・生活全体を支援します。	教育委員会事務局		町 【避難期】 福島県子どもの心のケア事業
	【避難期】 27年度はいわき市で実施			
	【帰還後】 帰還時期や子育て世帯の帰還状況に応じ、適宜検討します。			
② 特別支援コーディネーターの配置	小・中学校に特別支援コーディネーターを指名し、特別支援教育の充実を図ります。	教育委員会事務局		町
	【避難期】 仮校舎にて再開している浪江小学校、津島小学校、浪江中学校において適宜取り組みます。			
	【帰還後】 帰還時期や子育て世帯の帰還状況に応じ、適宜検討します。			

(6) 地域の療育支援体制の向上と連携

障がいのある無しにかかわらず、心身ともにのびのびと成長できるよう、生活や経済的支援に取り組みます。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① 障害児通所支援事業	障がい児の訓練と家族の負担軽減のため、18歳未満の障がい児等を対象に障がい児通所給付費を支給します。 ◎児童発達支援…未就学児対象 ◎放課後等デイサービス…就学児対象	介護福祉課		町

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
② 障害福祉サービス事業	<p>◎ 居宅介護 居宅において、入浴や排せつ、食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>【避難期】 避難先の事業を利用しています。</p> <p>【帰還後】 帰還状況に応じ、上記事業内容について継続して取り組みます。</p> <p>◎ 短期入所 居宅においてその介護する方の疾病その他の理由により、障害者支援施設や児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴や排せつ、食事その他の必要な保護を行います。</p> <p>【避難期】 避難先の事業を利用しています。</p> <p>【帰還後】 帰還状況に応じ、上記事業内容について継続して取り組みます。</p>	介護福祉課	○	町 【避難期】 避難先自治体
③ 特別支援教育介助員の配置	<p>障がいのある子どもが、学校生活を送る上での支援を行います。</p> <p>【避難期】 仮校舎にて再開している浪江小学校、津島小学校、浪江中学校において適宜取り組みます。</p> <p>【帰還後】 帰還状況に応じ、上記事業内容について取り組み、障がいのある子どもの支援に努めます。</p>	教育委員会事務局		町

3. 子育て家庭が安心して子育てできるように支援する

子育て家庭が安心して子育てするためには、子育て環境への不安の解消や経済的負担の軽減などの支援体制が必要です。

急な用事の時でも安心して周囲の支援を受けることができる体制作りや子育ての悩みや不安を相談できる支援事業に取り組みます。

しかし、全町避難の中、施設を通じた教育・保育サービスは避難先自治体に受け入れをお願いせざるをえません。そこで、避難先自治体でも安心してサービスが受けられるよう、国や県の全面協力のもとに働きかけていくとともに、帰還後は、たとえ少人数であったとしても帰町者に対応した事業ができるよう可能な限り準備を進めていきます。

また、訪問や相談、情報提供、経済的な支援など施設に頼らない事業は確実に実施します。

【施策一覧】

施策名	事業名	対象					
		妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生	ひとり親世帯
(1)子どもに対する相談・支援体制の充実	①子育てホームページによる情報提供	○	○	○	○	○	○
	②相談体制の確立	○	○	○	○	○	○
(2)多様な保育サービスの充実と質の向上	①通常保育事業		○				
	②延長保育事業		○				
	③一時預かり事業		○				
	④ファミリーサポートセンター事業		○	○			
	⑤教育・保育施設の整備		○	○	○		
(3)子育て支援センター事業の展開	①地域子育て支援センター事業		○				
(4)放課後児童の健全な育成	①放課後児童健全育成事業			○			
	②スポーツ少年団の活動支援			○	○		
(5)経済的な支援の仕組み	①児童手当		○	○	○		
	②奨学資金貸付					○	
	③子ども医療費助成事業		○	○	○	○	
	④養育医療		○				
	⑤就学援助			○	○		
	⑥保育料助成		○				
	⑦被災幼児就園支援事業		○				
	⑧出産祝い金	○					
	⑨出産育児一時金	○					
	⑩ひとり親家庭医療費助成事業						○
	⑪障害児福祉手当		○	○	○	○	
	⑫特別児童扶養手当		○	○	○	○	
	⑬日常生活用具給付		○	○	○	○	
	⑭重度心身障がい児童福祉手当		○	○	○	○	
(6)ひとり親家庭への自立支援	①母子・寡婦福祉資金貸付事業						○
	②児童扶養手当						○

(1) 子どもに関する相談・支援体制の充実

子育てに関する悩みや不安は多様であり、多くの方が何らかの不安を抱えています。子どもの成長過程に応じて、細かな相談・支援をしていくために、広く育児情報を提供し、関係機関、団体との連携を図ります。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① 子育てホームページによる情報提供	子育てホームページに各種相談機関や子育て情報を掲載し、充実化を図ります。	教育委員会事務局		町
② 相談体制の確立	町の窓口や電話での情報提供や相談機能の充実化を図ります。	教育委員会事務局		町
	【避難期】 役場二本松事務所で実施します。 【帰還後】 帰還状況に応じ、上記事業内容について、関係機関との連携を図りながら取り組みます。			

(2) 多様な保育サービスの充実と質の向上

保育を必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育つことができるような事業を実施します。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① 通常保育事業	教育・保育施設において教育活動・保育活動を行います。 【避難期】 避難先の施設を利用しています。 【帰還後】 帰還時期や子育て世帯の帰還状況に応じて上記事業を実施し、教育・保育の充実に努めます。	教育委員会事務局	○	【避難期】 避難先自治体 【帰還後】 町

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
② 延長保育事業	<p>保育標準時間（11時間）を超える延長保育を実施します。</p> <p>【避難期】 避難先の施設を利用しています。</p> <p>【帰還後】 帰還時期や子育て世帯の帰還状況に応じて上記事業を実施し、教育・保育の充実に努めます。</p>	教育委員会事務局		<p>【避難期】 避難先自治体</p> <p>【帰還後】 町</p>
③ 一時預かり事業	<p>通院や育児のリフレッシュなど、理由を問わず保育が一時的に困難となった就学前の幼児・児童を預かる事業を実施します。</p> <p>【避難期】 避難先の施設を利用しています。</p> <p>【帰還後】 帰還時期や子育て世帯の帰還状況に応じて上記事業を実施し、子育て支援の充実に努めます。</p>	教育委員会事務局		<p>【避難期】 避難先自治体</p> <p>【帰還後】 町</p>
④ ファミリーサポートセンター事業	<p>子育てを援助したい方と援助を受けたい方の相互援助活動の連絡及び調整を行う事業を実施します。</p> <p>【避難期】 避難先の施設を利用しています。</p> <p>【帰還後】 帰還時期や子育て世帯の帰還状況に応じて上記事業を実施し、子育て支援の充実に努めます。</p>	教育委員会事務局		<p>【避難期】 避難先自治体</p> <p>【帰還後】 町</p>
⑤ 教育・保育施設の整備	<p>帰還時期や子育て世帯の帰還状況に応じて、町内に教育・保育施設を整備します。</p>	教育委員会事務局		町

(3) 子育て支援センター事業の展開

地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる事業を実施します。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① 地域子育て支援センター事業	<p>子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談援助、情報提供、講習会を実施します。</p> <p>【避難期】 避難先の施設を利用しています。</p> <p>【帰還後】 帰還時期や子育て世帯の帰還状況に応じ、上記事業に取り組み、子育て支援の充実に努めます。</p>	教育委員会事務局		<p>【避難期】 避難先自治体</p> <p>【帰還後】 町</p>

(4) 放課後児童の健全な育成

保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)が、小学校の余裕教室や児童館等で放課後に過ごすことができるような事業の実施や、スポーツ少年団の活動の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	<p>放課後、児童が帰宅する時間に、共働き等で自宅に保護者のいない家庭を対象に、学校終了時から18時まで児童を預かり育成します。</p> <p>【避難期】 ・かえるクラブ(二本松市杉内・安達) ・避難先の施設を利用しています。</p> <p>【帰還後】 帰還時期や子育て世帯の帰還状況に応じ、適宜検討します。</p>	教育委員会事務局		<p>【避難期】 NPO法人Jin 社会福祉法人博文会 避難先自治体</p> <p>【帰還後】 町</p>
② スポーツ少年団の活動支援	<p>各種スポーツ団体が効率的に運営できるよう助言と支援をし、指導者の養成を図ります。</p> <p>【避難期】 休止中</p> <p>【帰還後】 上記事業内容について、帰還状況に応じて取り組みます。</p>	教育委員会事務局		町

(5) 経済的な支援の仕組み

安心して子育てができるよう、子育て世帯への経済的支援を実施します。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① 児童手当	児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。	教育委員会事務局		町
② 奨学資金貸付	能力があるにもかかわらず経済的な理由によって就学が困難な方に対して、教育の機会均等を図り、有能なる公民の養成の理念達成に資することを目的に奨学資金を貸し付けます。	教育委員会事務局		町
③ 子ども医療費助成事業	乳幼児・児童の疾病等の早期発見、早期治療の促進及び子育て世代への経済的支援を図るため、医療給付を受けた場合に支払った一部負担金の額を限度として医療費を助成します。また、入院時食事療養費定額負担分についても助成します。	教育委員会事務局		町
④ 養育医療	出生時の体重が2,000g以下か、超えていても生活力が特に薄弱であり医師が入院療育を必要と認めたものに対して、これに必要な医療費の給付を行います。	教育委員会事務局		町
⑤ 就学援助	<p>経済的理由のため就学が困難な児童及び生徒の保護者に対して、学用品費、新入学児童生徒学用品費等の必要な援助を行います。</p> <p>【避難期】</p> <p>国に財政支援を求めながら、経済的理由に限らず全児童・生徒を対象に実施します。 ※避難先自治体から援助を受けられる場合はそちらを優先します。</p> <p>【帰還後】</p> <p>町への帰還時期や子育て状況に鑑み、適宜検討します。</p>	教育委員会事務局	○	町 【避難期】 避難先自治体

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
⑥ 保育料助成	<p>認可保育所またはそれに類すると認められる認可外保育施設(託児所等)に通い、常時保育を受けている乳幼児の保護者に対し、納付した基本月額保育料を助成します。</p> <p>【避難期】 役場二本松事務所で実施しています。 ※避難先自治体から免除を受けられる場合はそちらを優先します。</p> <p>【帰還後】 町への帰還時期や子育て状況に鑑み、適宜検討します。</p>	教育委員会事務局		町 【避難期】 避難先自治体
⑦ 幼稚園就園奨励費補助制度	<p>幼稚園に入園している幼児の保護者に対し、限度額内での補助を行います。</p> <p>【避難期】 被災幼児就園支援事業として実施します。 ※避難先自治体から免除を受けられる場合はそちらを優先します。</p> <p>【帰還後】 町への帰還時期や子育て状況に鑑み、適宜検討します。</p>	教育委員会事務局	○	町 【避難期】 避難先自治体
⑧ 出産祝い金	<p>第3子以降の出生児を出産したときに、出産祝い金を支給し、新町民の誕生を祝福するとともに、次代を担う児童の健全育成を図ります。</p>	教育委員会事務局		町
⑨ 出産育児一時金	<p>妊娠・出産費用は、健康保険を使うことができず、全額自己負担となるため、まとまった支出となる出産費用の一部を支給します。 ○国保…町で支給 ○社保…加入している保険者で支給</p>	健康保険課		町
⑩ ひとり親家庭医療費助成事業	<p>ひとり親家庭のうち所得の低い家庭及び、父母のない児童に対し、医療費の一部を助成することにより、その健康と福祉の増進を図ります。</p>	教育委員会事務局		町
⑪ 障害児福祉手当	<p>重度の障がいを持つ児童に対し、日常生活の負担の軽減を図るために手当てを支給します。</p>	介護福祉課		町

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
⑫ 特別児童扶養手当	<p>精神又は身体に障がいをもつる20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として支給します。</p> <p>【避難期】</p> <p>[二本松市内に避難している方] 浪江町役場二本松事務所で申請。</p> <p>[二本松市以外に避難している方] 避難先で申請。</p> <p>【帰還後】</p> <p>帰還状況に応じて上記事業内容について継続して取り組みます。</p>	教育委員会事務局	○	町 【避難期】 避難先自治体
⑬ 日常生活用具給付	<p>重度障害児等の福祉の増進に資するため、日常生活用具を給付又は貸与します。</p>	介護福祉課		町
⑭ 重度心身障がい児童福祉手当	<p>20歳未満の重度心身障がい児童を養育し、かつ生計を維持する者に対し、その生活と福祉の増進を図るために手当を支給します。</p>	介護福祉課		町

(6)ひとり親家庭への自立支援

ひとり親家庭は経済的、精神的負担が大きいことから、母子・寡婦福祉資金貸付事業や児童扶養手当の支給を実施します。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① 母子・寡婦福祉資金貸付事業	<p>母子・寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付けを行います。</p>	教育委員会事務局		福島県
② 児童扶養手当	<p>母子寡婦及び父母のいない児童の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ります。</p> <p>【避難期】</p> <p>[二本松市内に避難している方] 浪江町役場二本松事務所で申請。</p> <p>[二本松市外に避難している方] 避難先で申請。</p> <p>【帰還後】</p> <p>帰還状況に応じて上記事業内容について継続して取り組みます。</p>	教育委員会事務局	○	町 【避難期】 避難先自治体

4. 地域とともに子育てしやすい環境をつくる

子どもの健全な育成には、各家庭や行政はもちろんのこと、その地域全体で子どもを応援し、見守り、また子育てを支援していく協働の流れがなければなりません。具体的には、まず、地域で子育ての主役となっている家庭の育児力の応援を行っていくことが求められます。また、社会問題となっている児童虐待についても、身近な地域での見守りや関わりが重要です。

町は全町避難という状況で、家庭の育児負担も、ふるさとから切り離された子どもたちの心の負担も大きくなっています。この中で、どのように地域の絆を維持し、子どもの健全な成長を保障していくか、そしてそれを町の復興につなげていくかが大きな課題です。復興計画との連携も合わせ、たとえどこに住んだとしても、ふるさととの絆を感じながら子どもたちが強く育っていくよう各事業に努めます。

【施策一覧】

施策名	事業名	対象					
		妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生	ひとり親世帯
(1) 虐待発生防止	①児童虐待ネットワークの構築		○	○	○	○	
(2) 家庭生活と職業生活の安定 (男女共同子育ての推進)	①就労支援等広報啓発活動						
	②男女共同参画事業						
(3) 地域の育児支援	①子育て応援パスポート事業		○	○	○	○	
	②こどもの笑顔フォトコンテスト		○	○			
(4) 安全な生活環境の整備	①公園や道路等の整備	○	○	○	○	○	
	②除染事業	○	○	○	○	○	



(1) 虐待発生防止

日ごろの子育てのストレスから虐待につながることをないよう、子育てを楽しみながら友人と地域とのつながりを保ち、ゆとりを持って子育てできる環境を整え、地域全体で子育てを支援し、子どもの成長の楽しみを感じられるよう取り組みます。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① 児童虐待ネットワークの構築	家庭内における児童虐待防止及び早期対応等に関し、関係機関が共通の認識と理解を持ち、緊密な連携体制を構築することにより、虐待等を受けた被害者の早期発見と対応及びその家族に適切な支援を行います。	教育委員会事務局		町 児童相談所 地域住民 【避難期】 避難先自治体

(2) 家庭生活と職業生活の安定(男女共同子育ての推進)

就労支援や、男女が共に支え合う社会づくりのための男女共同参画社会の在り方について啓発に取り組みます。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① 就労支援等広報啓発活動	仕事を探している方、福島県で就職を希望する学生や既卒者、震災により被災された方等、福島県で就職を希望する方であれば誰でも利用できる無料の相談会や各種資格取得講座、合同企業面接会についての広報啓発活動を実施します。	産業・賠償対策課		ふくしま就職 応援センター 福島広域雇用 促進支援協議会
② 男女共同参画事業	男女共同参画社会の実現のため、男女が共に支え合う社会づくりを進め、男女が共に家庭と仕事を両立できる環境の整備を図ります。 【避難期】 休止中 【帰還後】 帰還時期や帰還状況に応じ、上記事業内容について実施します。	教育委員会事務局		町 浪江町女性団体連絡協議会 (休止中)

(3) 地域の育児支援

各家庭や行政はもちろん、地域全体で子育て家庭を見守り、保護者と関係機関等で情報を共有し、地域で連携して育児支援に取り組みます。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① 子育て応援 パスポート事業	18歳未満の子どもがいる家庭に対して子育て世帯を応援するために、協賛店舗の協力で様々なサービスを受けられるよう「ファミたんカード」を交付します。	教育委員会 事務局		町 福島県 茨城県 群馬県 新潟県 埼玉県
② こどもの笑顔 フォトコンテスト	浪江町が掲げる《なかよく・みんな・えがおで》をテーマにした「こどもの笑顔フォトコンテスト」を実施します。 【避難期】 上記事業内容を実施します。 【帰還後】 帰還時期や子育て世帯の帰還状況に応じ、適宜検討します。	教育委員会 事務局		町

(4) 安全な生活環境の整備

安心・安全に生活することができるよう、順次、事業に取り組みます。

事業名	事業内容	担当課	特例法	主体・担い手・協力団体等
① 公園や道路 等の整備	安心・安全に生活することができるよう、順次整備に取り組みます。	復旧事業課		町
② 除染事業	安心して日常生活を送ることができるよう、生活圏の面的除染による放射線量の低減に取り組みます。	ふるさと 再生課		町 環境省

5. 幼児期の教育・保育の充実を図る

各事業を実施するにあたり、必要となる教育・保育サービス量の見込み量を算出します。

全町避難の町では、本計画のうち避難指示解除前は、基本的に避難先自治体の協力のもとに、この見込み量に対応していくこととなります。また、避難指示解除後は、町民の帰還状況を見ながら、順次町内へ移行となるため、現時点では、町内での明確な供給計画が打ち出せない状況です。

これらを踏まえ、ここでは本計画の基本となる需要量の推計のみを記載します。

(1) 利用量推計

ニーズ調査に基づいた世帯類型ごとの利用希望をもとに、各避難地域に割り振った教育・保育サービスの利用希望量は下記に示す通りとなります。平成 28 年度までは、避難先の受入自治体との調整を通じて、平成 29 年度以降は、帰町の状況を踏まえ町内施設の利用も含め、この希望量に可能な限り沿った供給確保を行っていきます。

※ニーズ調査

調査概要については P17 参照



①教育・保育施設サービス

●利用率から算出した利用量見込み（平成27～31年度）

（単位 人）

		平成27年							平成28年						
		全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他	全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他
幼稚園・保育所	保育所0歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育所1～2歳	21	0	5	5	3	0	8	21	0	5	5	3	0	8
	幼稚園3～5歳	173	5	23	5	7	2	131	161	4	22	4	6	2	123
	保育所3～5歳	132	0	23	0	11	2	96	126	0	22	0	11	2	91
		平成29年							平成30年						
		全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他	全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他
幼稚園・保育所	保育所0歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育所1～2歳	19	0	5	5	2	0	7	19	0	5	5	2	0	7
	幼稚園3～5歳	154	4	21	4	6	2	117	150	4	20	4	6	2	114
	保育所3～5歳	120	0	21	0	10	2	87	116	0	20	0	10	2	84
		平成31年													
		全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他							
幼稚園・保育所	保育所0歳	0	0	0	0	0	0	0							
	保育所1～2歳	27	0	17	0	0	0	10							
	幼稚園3～5歳	146	4	19	4	6	2	111							
	保育所3～5歳	113	0	19	0	10	2	82							

※施設区分については P68 参照

※居住地が不明な回答者は除く

●利用希望から算出した利用量見込み（平成27～31年度）

（単位 人）

		平成27年							平成28年						
		全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他	全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他
幼稚園・保育園	保育所0歳	16	1	2	1	2	0	10	16	1	2	1	2	0	10
	保育所1～2歳	29	1	4	2	3	1	18	29	1	4	2	3	1	18
	幼稚園3～5歳	278	13	39	21	31	8	166	263	12	37	20	29	8	157
	保育所3～5歳	67	3	10	5	7	2	40	63	3	9	5	7	2	37
		平成29年							平成30年						
		全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他	全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他
幼稚園・保育園	保育所0歳	15	1	2	1	2	0	9	15	1	2	1	2	0	9
	保育所1～2歳	28	1	4	2	3	1	17	28	1	4	2	3	1	17
	幼稚園3～5歳	251	11	36	19	28	7	150	244	11	35	18	27	8	145
	保育所3～5歳	60	3	8	4	7	2	36	58	3	8	4	6	2	35
		平成31年													
		全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他							
幼稚園・保育園	保育所0歳	14	1	2	1	2	0	8							
	保育所1～2歳	26	1	4	2	3	1	15							
	幼稚園3～5歳	236	11	34	18	26	7	140							
	保育所3～5歳	57	3	8	4	6	2	34							

※施設区分についてはP68参照

※居住地が不明な回答者は除く

②地域子ども子育て支援事業

●利用率から算出した利用量見込み（平成27～31年度）

（単位 人）

		平成27年						平成28年							
		全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他	全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他
時間外保育事業		131	0	24	0	5	0	102	126	0	23	0	5	0	98
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	低学年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子育て短期支援事業（ショートステイ）		32	5	0	0	5	0	22	31	5	0	0	5	0	21
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）		177	19	21	3	3	11	120	169	18	20	3	3	10	115
一時預かり他	幼稚園（1号認定）	41	2	7	0	5	2	25	39	2	7	0	4	2	24
	幼稚園（2号認定）	21	2	5	0	2	2	10	19	2	4	0	2	2	9
	上記以外（保育所等）	59	13	0	0	7	3	36	58	13	0	0	6	3	36
病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）		7	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	0	0	7

※事業説明については P68 参照

※居住地が不明な回答者は除く

※一時預かり他

幼稚園（1号認定）：幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（緊急）

幼稚園（2号認定）：幼稚園における共働き世帯の在園児を対象とした預かり保育

上記以外（保育所等）：保育所等の一時保育

(単位 人)

		平成29年						平成30年							
		全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他	全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他
時間外保育事業		121	0	22	0	5	0	94	117	0	21	0	5	0	91
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	低学年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子育て短期支援事業(ショートステイ)		30	5	0	0	5	0	20	29	5	0	0	5	0	19
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)		162	17	20	2	2	10	111	157	17	19	2	2	10	107
一時預かり他	幼稚園(1号認定)	37	2	6	0	4	2	23	36	2	6	0	4	2	22
	幼稚園(2号認定)	19	2	4	0	2	2	9	18	2	4	0	2	2	8
	上記以外(保育所等)	56	13	0	0	6	3	34	54	12	0	0	6	3	33
病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)		6	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	0	6

※事業説明については P68 参照

※居住地が不明な回答者は除く

※一時預かり他

幼稚園(1号認定): 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(緊急)

幼稚園(2号認定): 幼稚園における共働き世帯の在園児を対象とした預かり保育

上記以外(保育所等): 保育所等の一時保育

(単位 人)

		平成31年						
		全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他
時間外保育事業		113	0	21	0	5	0	87
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	低学年	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	-	-	-	-	-	-	-
子育て短期支援事業(ショートステイ)		28	5	0	0	5	0	18
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)		152	16	19	2	2	9	104
一時預かり他	幼稚園(1号認定)	35	2	6	0	4	2	21
	幼稚園(2号認定)	17	2	4	0	2	2	7
	上記以外(保育所等)	52	12	0	0	6	3	31
病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)		6	0	0	0	0	0	6

※事業説明については P68 参照

※居住地が不明な回答者は除く

※一時預かり他

幼稚園(1号認定)：幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(緊急)

幼稚園(2号認定)：幼稚園における共働き世帯の在園児を対象とした預かり保育

上記以外(保育所等)：保育所等の一時保育

●利用希望から算出した利用量見込み（平成27～31年度）

（単位 人）

		平成27年							平成28年						
		全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他	全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他
時間外保育業 (実人/月)		22	1	3	2	2	1	13	21	1	3	2	2	0	13
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) (実人/月)	低学年	67	3	10	5	7	2	40	66	3	9	5	7	2	40
	高学年	47	2	7	4	5	1	28	45	2	7	3	5	1	27
子育て短期支援事業 (ショートステイ) (延人数/年)		296	14	42	22	33	9	176	283	13	40	21	32	8	169
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター) (人日/月)		306	14	44	23	34	9	182	297	14	42	22	33	9	177
一時預かり他 (延人/年)	幼稚園 (1号認定)	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
	幼稚園 (2号認定)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外 (保育所等)	2,260	104	323	170	252	65	1,346	2,161	99	309	162	241	63	1,287
病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児) (人日/年)		388	18	56	29	43	11	231	371	17	53	28	41	11	221

※事業説明については P68 参照

※居住地が不明な回答者は除く

※一時預かり他

幼稚園（1号認定）：幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（緊急）

幼稚園（2号認定）：幼稚園における共働き世帯の在園児を対象とした預かり保育

上記以外（保育所等）：保育所等の一時保育

(単位 人)

		平成29年							平成30年						
		全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他	全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他
時間外保育業 (実人/月)		21	1	3	2	2	1	12	20	1	3	1	2	1	12
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) (実人/月)	低学年	64	3	9	5	7	2	38	60	3	8	4	7	2	36
	高学年	43	2	6	3	5	1	26	42	2	6	3	5	1	25
子育て短期支援事業 (ショートステイ) (延人数/年)		272	13	39	20	30	8	162	264	12	38	20	29	8	157
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター) (人日/月)		287	13	41	22	32	8	171	277	13	39	21	31	8	165
一時預かり他 (延人/年)	幼稚園 (1号認定)	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
	幼稚園 (2号認定)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外 (保育所等)	2,077	96	297	156	231	60	1,237	2,010	93	287	151	224	58	1,197
病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児) (人日/年)		357	16	51	27	40	10	213	345	16	49	26	38	10	206

※事業説明については P68 参照

※居住地が不明な回答者は除く

※一時預かり他

幼稚園（1号認定）：幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（緊急）

幼稚園（2号認定）：幼稚園における共働き世帯の在園児を対象とした預かり保育

上記以外（保育所等）：保育所等の一時保育

(単位 人)

		平成31年						
		全体	郡山市	いわき市	二本松市	福島市	南相馬市	その他
時間外保育業 (実人/月)		19	1	3	1	2	1	11
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) (実人/月)	低学年	57	3	8	4	6	2	34
	高学年	41	2	6	3	5	1	24
子育て短期支援事業 (ショートステイ) (延人数/年)		255	12	36	19	28	8	152
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター) (人日/月)		267	12	38	20	30	8	159
一時預かり他 (延人/年)	幼稚園 (1号認定)	1	0	0	0	0	0	1
	幼稚園 (2号認定)	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外 (保育所等)	1,943	89	278	146	216	57	1,157
病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児) (人日/年)		334	15	48	25	37	10	199

※事業説明については P68 参照

※居住地が不明な回答者は除く

※一時預かり他

幼稚園（1号認定）：幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（緊急）

幼稚園（2号認定）：幼稚園における共働き世帯の在園児を対象とした預かり保育

上記以外（保育所等）：保育所等の一時保育

第4章

計画の推進に向けて



第4章 計画の推進に向けて

1. 社会全体での子育て支援

本計画を推進するにあたっては、家族・地域・関係する団体・組織・行政が連携を図りながら、各自の役割を果たすことが求められます。

これを基本方針に、社会全体で浪江町一丸となった子育て支援が実施できるよう、確実に計画を推進していきます。

2. 計画の実施状況について

本計画は、5年を計画期間としています。しかし、5年の間に社会情勢等の変化も考えられることから、必要に応じて実施状況の点検・検討を行う必要があります。計画年度内に提供予定がないサービスでも、利用者の要望や需要等を勘案して、追加・変更を行うなどの措置を講ずる可能性があります。

3. 社会・経済情勢や財政状況への的確かつ柔軟な対応

本計画の基本目標の達成に向けた各種事業の実現にあたっては、本町の財政状況を踏まえつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に的確柔軟に対応しながら、目標を見失うことなく可能な限り着実に推進するよう努めます。本計画の事業の目標は、町民ニーズの変化や、国による新たな施策などにも適切に対応するよう適宜見直しを行います。

特に重要なのは、除染の進展による避難指示解除の動向です。常に国・県などと連携しながら、本格的な帰町に向けた情勢を把握し、その見通しに基づいて積極的に町内での事業展開を図っていきます。

4. 計画の進行管理について

庁内連携体制における連絡・協議のもとに、各分野の施策・事業の進捗状況を検討・評価し、計画の着実な実施を管理します。

參考資料



参考資料

1. 浪江町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

○浪江町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

(平成 26 年 11 月 1 日告示第 68 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づき、浪江町子ども・子育て支援事業計画の策定について審議するため、浪江町子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

[子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条]

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 事業計画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、教育、保健、医療及び福祉の各分野、関係専門機関等を中心に、概ね 10 人程度で構成し、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、事業計画の策定終了までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じ関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が召集する。

2. 策定委員名簿

子ども・子育て支援事業計画策定委員名簿

役職	氏名	備考
会長	遠藤 和雄	浪江町立小中学校長会長
副会長	牛来 美江子	主任児童委員
委員	山本 みどり	浪江小学校保護者代表
委員	川村 博	NPO 法人 Ji n 代表
委員	関根 俊二	浪江町医師会
委員	新開 たい子	コスモス保育園長
委員	紺野 勝子	町立幼稚園長
委員	吉田 喜美江	健康保険課
委員	蒲原 文崇	復興推進課

3. 原発避難者特例法に基づく指定市町村及び特例事務一覧

指定市町村

福島県

いわき市 田村市 南相馬市
川俣町 広野町 楡葉町 富岡町 大熊町 双葉町
浪江町 川内村 葛尾村 飯舘村

特例事務

【医療・福祉関係】9 法律 166 事務

- ・要介護認定等に関する事務（介護保険法）
- ・介護予防等のための地域支援事業に関する事務（介護保険法）
- ・養護老人ホーム等への入所措置に関する事務（老人福祉法）
- ・保育所入所に関する事務（児童福祉法）
- ・予防接種に関する事務（予防接種法）
- ・児童扶養手当に関する事務（児童扶養手当法）
- ・特別児童扶養手当等に関する事務（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）
- ・乳幼児、妊産婦等への健康診査、保健指導に関する事務（母子保健法）
- ・障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務（障害者自立支援法）
- ・子ども・子育て支援法第 20 条、第 27 条、第 29 条、第 42 条、第 43 条、第 54 条及び附則第 6 条の規定に関する事務（子ども・子育て支援法）

【教育関係】2 法律 53 事務

- ・児童生徒の就学等に関する事務（学校教育法、学校保健安全法）
- ・義務教育段階の就学援助に関する事務（学校教育法、学校保健安全法）

4. 用語集

索引	用語	解説
カ行	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のこと。(子ども・子育て支援法 第7条)
	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)
	子ども・子育て支援新制度	平成27年4月からはじまる、「認定こども園」の普及や地域の様々な子育て支援の充実など、多様な保育の確保により、待機児童の解消に取り組む、子育て中のすべての家庭を支援する制度。子ども・子育て支援新制度では以下のような目的が掲げられている。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ○ 保育の量的拡大・確保 ○ 地域の子ども・子育て支援の充実
サ行	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成。(子ども・子育て支援法 第61条)
	スクールカウンセラー	臨床心理士等の資格をもった学校配置の心理専門職。児童生徒の心理状況の把握や、相談の受け止めや助言、いじめ・不登校の防止等を図る職務にあたっている。児童・生徒からの相談が基本であるが、子育てについて保護者からの相談も受ける。葛飾区では、小学校に週1日、中学校には週1.5～2日配置。
ナ行	認定こども園	認定こども園とは、学校教育・保育及び地域における子育て支援を一体的に提供する施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型がある。特に幼保連携型認定こども園は学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の認可施設となる。

●施設区分

施設区分	内容	児童年齢	認定区分	利用できる保護者
幼稚園	・小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う「学校」	3～5歳	1号	・制限無し
保育所	・就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって「保育する施設」	0～5歳	2号 3号	・共働き世帯など、家庭での保育が困難な保護者

●事業説明

事業名	内容
時間外保育事業 (延長保育事業)	通常の保育時間（11時間）を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	仕事などで日中保護者が家庭にいない小学校児童を対象に、授業終了後などに預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。
子育て短期支援事業 (ショートステイ、 トワイライトステイ)	「ショートステイ」は保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設または乳児院において子どもを一定期間（原則7日間）預かる事業です。 「トワイライトステイ」は、保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを預かる事業です。
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	公共施設や保育所などの身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などを行う事業です。
一時預かり事業	保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができる事業です。 幼稚園における在園児を対象にした一時預かり事業については、上記の理由のほかに、就労等による継続した預かり保育も含まれます。
病児・病後児保育事業	病気やけがの児童（病児）及び回復期にある児童（病後児）を、専門の保育室で看護師・保育士などの専門職員により預かるサービスです。

浪江町
子ども・子育て支援事業計画
平成 27 年 3 月

浪江町役場 二本松事務所
教育委員会事務局 子育て支援係

〒964-0984 福島県二本松市北トロミ 573
TEL.0243-62-0170 FAX.0243-22-4223





発行  浪江町